

2025年3月13日

国連人権理事会

第58会期

東エルサレムを含むパレスチナ被占領地とイスラエルに関する
独立国際調査委員会報告書（試訳）

「人の耐えうる限界を超えて」

2023年10月7日以降に、性暴力、リプロダクティブ・バイオレンス、およびその他の形態のジェンダーに基づく暴力を、イスラエルが組織的に用いている事態について

A/HRC/58/CRP.6

概要

〈東エルサレムを含むパレスチナ被占領地とイスラエルに関する独立国際調査委員会〉は、2023年10月7日以降、イスラエル国防軍が、性暴力、リプロダクティブ・バイオレンス、およびその他の形態のジェンダーに基づく暴力を組織的に用いている事態に関するこの会議場用文書を、人権理事会に提出する。

本文書内で、委員会は、住居専用ビルを標的にすることや、人口密集地において強力な爆弾を無差別に使うことを含め、イスラエルがガザに広範な破壊を行っていること、イスラエルの戦争方法により女性と子どもに対して過度な暴力が生じていることを検証する。本文書は、イスラエル国防軍が性と生殖に関連した医療施設を意図的に攻撃し、ガザの医療インフラを崩壊させていることに起因する、生殖に関する暴力とダメージを通じたパレスチナ人の破壊について記述している。

委員会はまた、イスラエル国防軍メンバーと入植者による、インターネット上および直接の性暴力とジェンダーに基づく暴力、たとえばレイプその他の性暴力が、パレスチナ被占領地全域で急増していることも検証している。また、パレスチナ人全体あるいは一部を支配し、抑圧し、破壊するという目的のために、性暴力およびジェンダーに基づく暴力が、パレスチナ人コミュニティの男性メンバーと女性メンバーに対し、いくつかの異なる形態で行使されているやり方についても検証している。

【 訳者注記 】

・ 報告書 A/HRC/58/CRP.6 の原文（英語）はこちらです。

<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/hrbodies/hrcouncil/sessions-regular/session58/a-hrc-58-crp-6.pdf>

・ 固有名詞や法律の文言などで、長いもの、紛らわしいものは、わかりやすくするために〈 〉に入れました。

・ 原文にもともとあった注は [] に、訳者による補足は [] に入れました。

・ 原注について、一部リンクを差し替えたり、追加したりしています。

・ 2025.4.26 一部修正しました。

目次

I. 概要と方法論	3
II. 適用される法	5
III. 女性の死傷者と強力な爆弾による過度の効果	8
IV. イスラエルが女性と少女を標的にする	11
V. 生殖に関する暴力とダメージを通じて、イスラエルがパレスチナ人を破壊する	14
A. 性と生殖に関する医療施設への直接攻撃	14
B. 生殖に関する保健医療へのアクセスと利用を妨害する	17
C. 飢餓が生殖に関するダメージをもたらす	20
D. 月経など、リプロダクティブ・ヘルスについての懸念	23
VI. イスラエルは性暴力とジェンダーに基づく暴力を組織的に用いている	25
A. 男らしさ、ナショナリズム、軍事化	25
B. パレスチナ人女性へのセクシュアル・ハラスメントと、公の場での侮辱	26
C. 逮捕時に、男性や少年への性暴力行為の動画や写真を撮影する	29
D. 地上作戦中に、検問所や避難の途中で性暴力が行われる	32
E. 拘留中の性暴力、リプロダクティブ・バイオレンス、およびその他のジェンダーに基づく暴力...	35
VII. 入植者やその他の民間人による性暴力・ジェンダーに基づく暴力	39
VIII. 強制退去へのジェンダーの影響	42
IX. 不処罰と責任追及	45
X. 分析と法的所見	49
A. 絶滅と故意の殺人	49
B. 性と生殖に関する権利と個人の自律への侵害・犯罪	50
C. 性暴力とジェンダーに基づく暴力	53
D. 男性と少年に対する迫害	58
E. ヨルダン川西岸地区とイスラエルにおける入植者と兵士による侵害行為	60
XI. 結論	62
XII. 勧告	65

1. 概要と方法論

1. 〈東エルサレムを含むパレスチナ被占領地とイスラエルに関する独立国際調査委員会〉（以下、委員会）によるこの会議場文書は、2023年10月7日以降、イスラエル国防軍（ISF）とイスラエル人入植者が行ってきた性暴力、リプロダクティブ・バイオレンス〔生殖に関する暴力、パラグラフ8を参照〕およびその他のジェンダーに基づく暴力に焦点を当てる。¹
2. 本文書は、2023年10月7日以降に発表してきた委員会の複数の報告書でのジェンダーに基づく暴力についての所見を、要約し、拡張したものである。これまでの報告の中で、委員会は、ジェンダーに基づく暴力とダメージは他と関わりのない事象ではなく、占領国イスラエルによる抑圧と支配のシステムの中で行われている差別的な侵害と犯罪の広範なパターンの一部であると判断してきた。これらの問題は今後の責任追及プロセスの中に統合されねばならないと、委員会は考えている。本報告には、その後2024年に委員会が実施した調査に基づき、追加事例と所見も含まれている。
3. 2023年10月7日以降にハマス軍事部門とその他のパレスチナ武装集団が行った暴力と虐待について、委員会は包括的な調査結果を、2024年6月の人権理事会に提出した委員会報告書、10月の総会に提出した委員会報告書、そしてもう1つ別の会議場文書において発表した。² これらの報告の中で、委員会は、性暴力およびジェンダーに基づく暴力が、イスラエルの複数の場所で複数のパレスチナ人加害者によって行われたと結論した。
4. 2023年10月7日から2024年11月30日にかけて、イスラエル政府に対しては情報提供とアクセスに関するいくつかの要請が、またパレスチナ国およびガザ保健省に対しては情報提供に関するいくつかの要請が送られた。パレスチナ国は情報を提供し、人権理事会の第56会期に委員会が提出した報告書に対して広範な意見を述べた。2025年1月15日、委員会はイスラエルに対し、進行中の調査と責任追及の取り組みに関する情報提供要請書を提出した（パラグラフ147「不処罰と責任追及」を参照）。イスラエルからの回答はなかった。委員会は、2023年10月7日にハマス軍事部門とその他のパレスチナ武装集団による暴力と虐待に関する追加情報も、イスラエルから受け取っていない。委員会は、2023年10月7日に行われた犯罪に対するハマスその他の武装集団メンバーの訴追について、いかなる情報も受け取っていない。
5. ジェンダーに基づく犯罪についての委員会の調査結果は、検証されたデジタルコンテンツと、被害者および目撃者の証言に依拠している。委員会はまた、情報を提供した市民団体および女性の権利団

¹ A/HRC/56/26、C/56/CRP.4、A/79/232を参照。

² A/HRC/56/26、A/79/232、A/HRC/56/CRP.3を参照。正式にはイッズディーン・アル＝カッサム軍団として知られるが、委員会は「ハマス軍事部門」または「ハマスの武装勢力」という用語を使用する。

体と面会した。

6. 性暴力の事例に適用される立証基準に関して。委員会は、情報が1人または数人の被害者または目撃者によって裏付けられる場合、あるいは目撃者が特定したものと類似したパターンや描写を示すデジタル証拠によって裏付けられる場合、「結論するに足る合理的な根拠」の基準が満たされたと判断した。このレベルの裏付けのない情報は、委員会の調査結果から除いた。人権高等弁務官事務所のガイドラインは、性暴力の検証方法は他の侵害行為とは異なる場合があると通知している。他の侵害行為の裏付けを取るには、それぞれ独立した信頼できる2つの情報源から一致した情報を得る必要があるが、性暴力の検証は、本当らしいと判断される場合、そしてその事例が他の類似の事例と一致するパターンに当てはまる場合、1つの主要な情報源に依拠してもよい。³
7. 民間人および民用施設への攻撃が性別によって異なる結果をもたらしていることを検証するため、そしてサバイバーに正義をもたらすため、委員会の調査では一貫して総合的なジェンダー分析を行っている。
8. 委員会は、性暴力やリプロダクティブ・バイオレンスなどの「ジェンダーに基づく暴力 (gender-based violence)」という用語を、ジェンダーないし性別を理由に誰かに向けられる暴力についての、あるいはジェンダーないし性別を理由に誰かに過度に影響をもたらす暴力についての幅広い用語と捉えている。「性暴力 (sexual violence)」という用語は、性的な特徴のあるさまざまな物理的・非物理的行為を人に行うことや、強制したり、強制すると脅したり、無理強いしたりして、性的な特徴のあるさまざまな物理的・非物理的行為を人に行わせることを指している。「リプロダクティブ・バイオレンス (reproductive violence)」とは、ジェンダーに基づく暴力の中でも他とは異なる一形態である。この中には、生殖に関する自律と諸権利を妨げることによる、ダメージを与える行為または不作為が含まれる。また、実際の生殖能力あるいは推定上の生殖能力を理由とした、人に向けられる暴力が含まれる。⁴
9. 委員会は、性的な暴力行為をそれが行われる文脈において捉える。たとえば被害者が衣服を脱ぐよう強制されることを、宗教的・文化的な服装規定の文脈で捉える。これは特にムスリムの女性および少女がベールを脱ぐこととの関連で重要である。⁵

³ 人権高等弁務官事務所『国際人権法および国際人道法に関する調査と事実判断について：ガイダンスと実践』2015年、60ページ <https://digitallibrary.un.org/record/3949729?v=pdf>；人権高等弁務官事務所『人権調査にジェンダー視点を統合する：ガイダンスと実践』2018年、18ページ https://www.un.org/sexualviolenceinconflict/wp-content/uploads/2019/06/report/integrating-a-gender-perspective-onto-human-rights-investigations-guidance-and-IntegratingGenderPerspective_EN.pdf

⁴ <https://www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2024/09/research-paper-documenting-reproductive-violence-unveiling-opportunities-challenges-and-legal-pathways-for-un-investigative-mechanisms>, 7ページ。

⁵ 国際司法裁判所の検事局による「ジェンダーに基づく犯罪に関する方針」では、犯罪の文脈を把握し、サバイバーの視点を理解する必要性が強調され、ベールを脱ぐようにとの強制は「裸の強制」として経験される場合があり、性暴力の一

10. 性暴力のサバイバーは、自分や家族がスティグマを負ったりトラウマを再度負ったりするリスクがあるために、しばしば名乗り出るのをためらうことを委員会は認識している。2023年10月7日当日および10月7日以降に発せられてきた、性暴力についての扇動的な言葉、誤情報、不信は、それらの困難を悪化させ、被害者をいっそう沈黙させることになりかねないと委員会は考えている。また、紛争下における性暴力を政治的に都合のいい手段として利用するなら、サバイバーの経験とニーズから目を逸らしたり、長年の敵対感情と非人間化を煽ったりしかねない。

II. 適用される法

11. 委員会は、東エルサレムそしてガザを含むパレスチナ被占領地と、シリア領ゴラン被占領地は、現在イスラエルの武力行使による占領下にあり、国際人権法と国際人道法が適用されることを再確認する。⁶ 委員会は、イスラエルがガザのとりわけ領空と領海を、そして国境の検問所をコントロールしていること、およびイスラエルが2023年10月時点でガザ地区内の軍事的プレゼンスとコントロールを再確立したことにより、ガザはイスラエルの占領下にあることを理解している。⁷ 2024年7月に国際司法裁判所（ICJ）も同じ認識を示した。⁸ したがってイスラエルは、ジュネーブ第4条約および1907年のハーグ陸戦規則などの慣習国際法に定められている通り、占領国として国際人道法上の諸義務を負う。

12. 委員会は、はじめに、占領という状況には国際武力紛争を規定する法が適用されることに注目する。⁹ 国際人道法は、国際的な武力紛争中の捕虜（戦闘員）の拘留を認めており、限られた状況下では文民〔民間人のこと〕の拘留も認めている。¹⁰ ジュネーブ第4条約は「拘留を行う国の安全が、これを絶対的に必要とする場合」には文民が拘留されることがあると規定している。¹¹ 文民拘留の基準

形態として認められる場合があると述べられている。<https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/2023-12/2023-policy-gender-en-web.pdf> パラグラフ 62。

⁶ A/77/328, パラグラフ 7; A/HRC/50/21, パラグラフ 16, 20; <https://www.icj-cij.org/public/files/case-related/131/131-20040709-ADV-01-00-EN.pdf>, パラグラフ 106。

⁷ 同上、パラグラフ 93。

⁸ 国際司法裁判所「東エルサレムを含むパレスチナ被占領地におけるイスラエルの政策と慣行から生じる法的帰結、勧告的意見」（2024年7月19日）、パラグラフ 78, 92-94。 <https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/186/186-20240719-adv-01-00-en.pdf>。 国際司法裁判所は、ある領土が国際法上占領されているか否かを判断する際の「決定的な基準は、占領国がその領土に常に物理的な軍事的プレゼンスを保持しているか否かではなく、むしろその権限が『確立され、行使できるか否か』である」と述べている（パラグラフ 92 で、ハーグ陸戦規則第 42 条を引用しつつ述べている）。

⁹ ジュネーブ第 4 条約第 2 条。

¹⁰ ジュネーブ第 4 条約の第 27 条、第 28 条を参照。

¹¹ ジュネーブ第 4 条約の第 42 条；旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷、*Prosecutor v. Dario Kordić et al.*, IT-95-14/2-A, 2004 年 12 月 17 日の判決、パラグラフ 70；旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷、*Prosecutor v. Zejnir Delalić et al. (Čelebići)*, IT-96-21-A, 2001 年 2 月 20 日の判決（控訴審）；赤十字国際委員会による意見書『武力紛争下の拘留：基本

はとても厳しい。占領国は、拘留が安全保障上の理由から絶対的に必要または不可欠である場合に限り、文民を拘留することがある。一度に多数の被保護者を拘留する場合、国は、拘留された各人について拘留の根拠を立証しなければならない。このように文民拘留は例外的、限定的であり、一人ひとりに適用される厳格な条件に従わなければならない。被保護者は、拘留中を含め、すべての状況において保護されなければならない。この保護には被保護者の身体、名誉、家族として有する権利の尊重が含まれる。被保護者は「人道的に待遇しなければならず、とくにすべての暴力行為、暴力を行使するとの脅迫、侮辱に対して保護しなければならない」。¹² とりわけ女性は「名誉に対するあらゆる攻撃から、とくに強姦、強制売春、あらゆる形態の強制わいせつ行為から保護されねばならない」。¹³

13. 拘留中の被保護者は、国際人道法に基づく権利を与えられねばならない。特に、被保護者を拘留する国ないし武装集団は、被保護者を守り、被保護者が必要とする医療を提供する義務を負う。¹⁴ さらに拘留国は「衛生と健康に関する可能な限りの保障」を被拘留者に与え、「厳しい気候や戦争の影響からの効果的な保護になる」建物または宿舎に被拘留者が収容されるように、「必要かつ可能なすべての措置をとる」ものとされている。これができない場合には、被抑留者は、事情が許す限りすみやかに、より適切な場所に移されなければならない。さらに女性被抑留者は、家族を除き、男性と分離して収容されなければならない。¹⁵

14. 身体検査は一般に違法ではないが、ストリップ・サーチ〔脱衣の上での身体検査〕は、国際人権法に則って、そして占領下という状況においては国際人道法に則って実施されねばならない。拘留中の身体検査に関して、ジュネーブ第4条約には「女性被抑留者に対し、女性以外の者による身体検査をしてはならない」という規定がある。¹⁶ さらに、委員会は、国連囚人標準最低規則（「ネルソン・マンデラ・ルールズ」）のガイドラインに注意を向ける。同規則は、身体検査は適法性、必要性、衡平性の原則に基づいて実施されねばならず、¹⁷ したがって「ハラスメント、威嚇、囚人のプライバシーへの不必要な侵入のため」に使用されることがあってはならないと定めている。¹⁸ とくにストリップ・サーチは「絶対に必要な場合」にのみ実施されるべきである。¹⁹

的な規則と問題点』（2024年11月）4ページ、以下のリンクより入手可能である。

https://www.icrc.org/sites/default/files/document/file_list/security-detention-position-paper-icrc-11-2014_0.pdf.

¹² ジュネーブ第4条約第27条。

¹³ ジュネーブ第4条約第27条。

¹⁴ ジュネーブ第4条約第81条。

¹⁵ 赤十字国際委員会「慣習的国际人道法」第一巻：規則、規則119；ジュネーブ第4条約第76条；第一追加議定書第75条；第二追加議定書第5条(2)(a)。

¹⁶ ジュネーブ第4条約第97条。

¹⁷ ネルソン・マンデラ・ルールズ、規則50。

¹⁸ ネルソン・マンデラ・ルールズ、規則51。

¹⁹ ネルソン・マンデラ・ルールズ、規則52(1)。

15. 委員会は、国際人道法の適用が、国際人権法のもとでのイスラエルの既存の義務に取って代わるものではないと、改めて表明する。これらの制度は、ジェンダーに基づく犯罪や差別や迫害からの保護を相互に補強しあうものである。ローマ規程の定める国際刑事法は、ジェノサイド犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪という国際犯罪を成文化している。
16. 慣習国際法は、女性と少女には保護、健康、支援に関して特有のニーズがあると認めている。妊娠中の女性、幼児の母親、授乳中の女性には特別な保護が与えられている。食料、衣類、医療援助、避難、輸送の提供に関して、国家は特別な注意を払うことが求められる。国際人道法によれば、妊娠中の女性には性と生殖に関する医療サービスが提供されねばならない。
17. 女性差別撤廃条約 (CEDAW) は、女性と少女に対する性暴力、リプロダクティブ・バイオレンス、およびその他のジェンダーに基づく暴力を差別の一形態として禁止している。²⁰ 国連安全保障理事会は、武力紛争のすべての当事者に対し、武力紛争という状況下で、ジェンダーに基づく暴力から女性と少女を保護するための特別措置をとる必要があると改めて表明している。²¹
18. 女性および少女が特別な保護を享受するのは、ジェンダー階層において依然として劣位に置かれ、差別に苦しんでいるからである。差別は暴力を引き起こし持続させる。ジェンダー階層の劣位に置かれることで、女性と少女が人権を享受できない可能性は高い。また、ジェンダー不平等の中核には権力の濫用があり、その結果として、男性と少年が性暴力とリプロダクティブ・バイオレンスに関して特有の傷つきやすさを経験しているという認識もきわめて重要である。男性と少年は、とくに拘束下で、辱め的手段としての性暴力とリプロダクティブ・バイオレンスを受けている。
19. 性暴力、リプロダクティブ・バイオレンス、ジェンダーに基づく暴力に関する諸犯罪は、ローマ規程のもとでもっとも重大な諸犯罪の一部として認識されている。このような諸犯罪の捜査と訴追が、当委員会のもっとも重要な優先事項の1つである。²² 2022年5月の人権理事会に提出した第1回報告書 (A/HRC/50/21、パラグラフ 13) において、委員会は、その職務権限により、ジェンダーに基づく差別、および差別の交差性を、紛争の推進要因および根本原因として十分に考慮する義務を負っていると述べた。

²⁰ 国連女性差別撤廃委員会「紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性に関する一般勧告第30号」(CEDAW/C/GC/30)、パラグラフ 34；「女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第35号、一般勧告第19号の更新」(CEDAW/C/GC/35)、パラグラフ 21。

²¹ 国連安全保障理事会決議 1325 (2011年)。

²² 国際刑事裁判所「ジェンダーに基づく犯罪、性暴力・リプロダクティブ・バイオレンス・その他のジェンダーに基づく犯罪に関する方針」2023年12月、パラグラフ 100、および国連安保理決議 2467 (2019年)、パラグラフ 15。

20. ローマ規程のもとでのあらゆる犯罪は、その意図、委託、実行においてジェンダー要素を持ちうる。また、その被害は、性別によって異なる形になる場合がある。人道に対する犯罪としての〈迫害〉とは、「集団または集合体のアイデンティティを理由に、国際法に反して、基本的権利を意図的に深刻な形で剥奪すること」である。²³ したがって〈ジェンダー迫害〉は、男女がそれぞれのジェンダーに基づいて別個に、あるいは異なる形で標的とされ、行われるふるまいを含む。差別的意図は、ジェンダーに基づいてある集団のみに迫害行為を過度になしていることで証明されうる。差別的意図はまた、複数の集団に対して同じ迫害行為をしながら、性別ごとに標的にするという形で示される場合もある。

24

III. 女性の死傷者と強力な爆弾による過度の効果

「これは女性に対する戦争だ。何千人もの女性が殺され、何十万人もの女性がきわめて不安定な状況で暮らしている。妊娠や出産に関連した合併症で亡くなった女性や少女の数は、まだ明らかになっていない」

ガザの産科医²⁵

21. イスラエル軍によるガザ攻撃は、過去数十年間の他の武力紛争と比較して、民間人の死傷者比率が非常に高いという特徴がある。攻撃から15ヵ月が経過した2025年1月時点で、ガザではイスラエル軍によって46,000人以上が殺害された。²⁶ 身元が確認されている40,717人のうち約24,000人が女性、子ども、高齢者で、確認されている死亡者のほぼ59%を占めている。さらに11,000人が瓦礫の下で行方不明になっており、死亡したと推定されている。²⁷ 死傷者の大半は空爆と砲撃による。
22. イスラエル国防軍によって殺害された戦闘員の推定数はまちまちだが、イスラエルの攻撃が始まって以来、殺害された人の大半が民間人であることは間違いない。2024年5月の米国情報機関の算定によると、パレスチナ各武装集団は2023年10月以降、ガザで戦闘員の30～35%を失ったという。²⁸ したがって委員会は、2023年10月以前の武装勢力の推定が約20,000人から40,000人であっ

²³ ローマ規程、第7条(2)(g)。

²⁴ <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/2022-12/2022-12-07-Policy-on-the-Crime-of-Gender-Persecution.pdf>, パラグラフ50。

²⁵ 本報告書に記載した目撃者や被害者の言葉は、直接の引用である場合も、わかりやすく言い換えている場合もある。

²⁶ <https://www.ochaopt.org/content/reported-impact-snapshot-gaza-strip-17-december-2024>

²⁷ <https://www.ochaopt.org/content/reported-impact-snapshot-gaza-strip-14-january-2025>

²⁸ <https://www.washingtoninstitute.org/policy-analysis/hamas-weakened-prolonged-guerrilla-conflict-looms>

たことから、ハマスとその他武装集団の死者数を 6,000 人から 14,000 人と推定している。²⁹ ある報告では、8,500 人の戦闘員が殺害されたとの推定もある。³⁰ イスラエル国防軍は 2024 年 10 月に、ハマスの作業者や他の武装集団のメンバーを約 17,000 人殺害したと主張した。³¹ 2023 年 10 月 7 日以降の成人男性の死亡者数が約 16,735 人であることを考えると、³² イスラエル国防軍はガザにいるパレスチナ人の成人男性全員を武装集団のメンバーとみなし、それゆえに合法的な標的とみなしていることになる。

23. 殺害が確認された成人女性の数は約 7,216 人で、2023 年 10 月 7 日以降にガザで殺害された人の約 18%を占めている。³³ 報告によると、2023 年 10 月の 1 ヶ月間に少なくとも 1,213 人の女性が殺害されており、一部の専門家によると、この月はガザにおけるパレスチナ人女性にとって、これまで最も殺傷された人数の多かった月である。³⁴ 委員会は、殺害された女性の割合を考えても彼女たちが民間人だったかは確認できないものの、女性は戦闘員よりも民間人として紛争を経験する可能性が高いと認識している。したがって、これらの数字は女性の民間人犠牲者が多いことを示している。死亡者の約 33%が子どもで、³⁵ 2024 年 9 月に保健省が発表したデータによると、死亡者の約 15%が少女である。³⁶ 10 月 7 日以降、10 万人以上が負傷しているが、その内訳を示すデータは入手できない。³⁷ 合計すると、2023 年 10 月以降、ガザで殺害された人のうち、女性および少女はその約 33%である。

24. 2023 年 10 月以降の期間における女性および少女の死者の割合は、2008 年の紛争時の 2 倍以上である。2008 年から 2009 年にかけての紛争関連の死者のうち、女性および少女の死者は 15%（女性 8%、少女 7%）、2014 年の死者は 22%（女性 13%、少女 8%）であった。³⁸ このような女性や少女の死亡者数の増加傾向は、2014 年のガザ紛争に関する国連独立調査委員会でもすでに指摘されており、住居専用ビルへの攻撃が女性を特に死傷の危険にさらすことが強調されていた。³⁹

²⁹ <https://www.cia.gov/the-world-factbook/references/terrorist-organizations/>

³⁰ <https://acleddata.com/2024/10/06/after-a-year-of-war-hamas-is-militarily-weakened-but-far-from-eliminated>

³¹ <https://www.idf.il/223776>

³² <https://www.ochaopt.org/content/reported-impact-snapshot-gaza-strip-17-december-2024>

³³ <https://www.ochaopt.org/content/reported-impact-snapshot-gaza-strip-17-december-2024>

³⁴ <https://gaza-patterns-harm.airwars.org/>

³⁵ <https://www.ochaopt.org/content/reported-impact-snapshot-gaza-strip-17-december-2024>

³⁶ <https://t.me/MOHMediaGaza/5823r>

³⁷ <https://t.me/MOHMediaGaza/6217>

³⁸ 比較データは <https://statistics.btselem.org/en/stats/during-cast-lead/by-date-of-incident/pal-by-israel-sec/gaza-strip?section=overall&tab=overview> および <https://statistics.btselem.org/en/stats/since-cast-lead/by-date-of-incident/pal-by-israel-sec/gaza-strip?operationSensor=%5B%22protective-edge%22%5D§ion=overall&tab=overview> を参照。A/HRC/12/48、A/HRC/29/52、および UN ウィメンの事務局

長シマ・バフスによるガザに関する声明も参照のこと。<https://www.unwomen.org/en/news-stories/statement/2024/01/statement-on-gaza-by-un-women-executive-director-sima-bahous>

³⁹ A/HRC/29/52、パラグラフ 37。

25. この増加傾向は、いくつかの要因によるものと思われるが、中でも 2023 年 10 月 7 日以降、イスラエル国防軍が、強力な爆弾による空爆の回数を増やしたことが主な要因である。赤十字国際委員会が実施した調査によると、広範な面積に効果を及ぼす強力な爆弾が女性や子どもにリスクをもたらすことは明らかで、避難命令によって絶え間なく移動させられたり、過密な居住区が標的にされたりすることで、リスクはさらに高まる。⁴⁰ 人権理事会のこれまでの調査でも、人口密集地における強力な爆弾の影響は、性別によって差があると指摘されてきた。社会的に規定された性別役割により、女性が家庭環境を整え、家族の世話を担っているためである。⁴¹
26. この傾向はまた、武装勢力メンバーはごく少人数でも殺害するとイスラエル国防軍が目的を公言し、より多くの個人宅や住居専用ビルを標的とするよう、イスラエル国防軍が標的基準を拡大したせいでもあるだろうと、委員会は認識している。その結果、必然的に、家族、近隣住民、コミュニティ全体に多数の民間人犠牲者が出ている。これが実際に意味するのは、たとえば、イスラエル国防軍の「ターゲット・バンク」に純粋に軍事的とは言えない標的がより多く入り、家族と一緒にいることが分かっている場合や、あるいは近隣の民間人が被害を受ける可能性が高いことが分かっている場合にも、ハマスの幹部やメンバーの個人宅への攻撃の実行が、より広く許可されているということである。⁴²
27. 委員会が記録したイスラエル国防軍の複数の声明は、ガザ地区の民間人の居場所を標的にしてかまわないとする全面的な許可を、イスラエル戦闘員に事実上与えていると解釈されかねないものである。⁴³ たとえば 2023 年 12 月 25 日、イスラエル国防軍はガザ地区での標的設定方法について次のような説明を発表した。「過去の作戦や戦争では、イスラエルの全体的な目的がハマスの能力低下に限定されていたため、イスラエルは攻撃するハマスの標的の正確な種類に関して、より選択的ないし『正確』だった。しかしイスラエルは現在、ハマスの能力を完全に解体すること、すなわちハマスの軍事能力全体に『最大限の損害』を与えることに重点を置いている」。⁴⁴ 2008 年から 2009 年にかけてのガザ攻撃を調査した国連事実調査団も、同様の戦略について報告していた。⁴⁵
28. 民間人を意図的に破壊して苦しめるというイスラエルの戦争方法の結果、女性と子どもへの影響が増している。⁴⁶ ガザでは、前例のない数の家族が、全員一緒に家の中で殺されている。専門家たちに

⁴⁰ <https://www.icrc.org/en/document/civilians-protected-against-explosive-weapons%20> ; https://www.icrc.org/sites/default/files/document_new/file_list/ewipa_explosive_weapons_with_wide_area_effect_final.pdf

⁴¹ A/HRC/29/CRP.4, パラグラフ 527。 *Gender and International Criminal Law* (Oxford University Press, 2022) 376 ページも参照のこと。

⁴² A/HRC/56/CRP.4, パラグラフ 153-172.

⁴³ A/HRC/56/CRP.4, パラグラフ 153-172.

⁴⁴ <https://www.idf.il/en/mini-sites/hamas-israel-war-24/war-on-hamas-2023-resources/idfpress-release-clarification/>

⁴⁵ A/HRC/12/48 の「ダヒヤ・ドクトリン」を参照。

⁴⁶ A/HRC/56/26 および A/HRC/56/CRP.4 を参照。

よると、戦争が始まって最初の1ヵ月間、殺された女性と子どもの10人中9人以上が、住居専用ビルの中で殺害された。95%の女性が、少なくとも子どもの一人と一緒に殺された。⁴⁷ ガザのある授乳相談員は、2024年8月に双子とともに殺害された、母になったばかりだった女性について、委員会に次のように語った。「私の患者の一人が双子を産んでまもなく、そのアパートが攻撃されました。攻撃は、父親が出生届を出すために役所に行っていたときに起こりました。その女性と双子の新生児は即死でした。彼女を亡くした悲しみは、戦闘員が一人も近くにいなかったという事実によって、いっそう強くなりました」。委員会は、2024年6月に人権理事会に提出した報告書で、住宅エリアに空爆が行われ、女性および少女が殺害された事例を複数記録している。⁴⁸ このパターンは今日まで続いていると報告されている。⁴⁹

IV. イスラエルが女性と少女を標的にする

妊娠した女の人が、病院に近づこうとして銃撃され、殺されるのを見ました。血を流したまま放置されました。誰も彼女を救出できませんでした。病院がイスラエル軍に包囲されていたからです。およそ20日後、腐乱した状態で発見されました。

ガザのアル・アウダ病院で、目撃者の証言

29. 委員会は、ガザでイスラエル国防軍メンバーが意図的に民間人の女性と少女を標的にし、殺害した複数の事例を検証した。2023年11月12日にはガザ市のアル・リマル地区で、ハラ・アブド・アル・アティという年配の女性が、家族と一緒に避難しようとしたところを銃撃され、殺害された。委員会が閲覧し確認した動画では、アル・アティが、白い旗を振っている幼い孫の手を握っているのが映っている。一行は道路を歩き、住宅街を抜け、交差点にたどり着く。銃声がしてアル・アティが地面に倒れる。委員会の見た証拠映像では、アル・アティは何の脅威も与えていないにもかかわらず、狙撃手に撃たれた。CNNの調査によると、事件が起きたとき、交差点の西と南にイスラエル国防軍がいたことが確認されている。⁵⁰ イスラエル国防軍によると、事件時、アル・リマル地区とアル・シャティ地区ではジバティ旅団と第162師団が活動していた。⁵¹

⁴⁷ <https://gaza-patterns-harm.airwars.org>

⁴⁸ A/HRC/56/CRP.4 を参照。

⁴⁹ <https://gaza-patterns-harm.airwars.org>

⁵⁰ <https://edition.cnn.com/2024/01/26/middleeast/hala-khreis-white-flag-shooting-gaza-cmd-intl/index.html>

⁵¹ [1] November 9, 2023 [Operations in Hamas' Military Quarter in Gaza City, Over 50 Terrorists Eliminated](https://www.idf.il/en/mini-sites/idf-recaps-daily-summaries-of-the-hamas-israel-war/hamas-war-daily-recaps/daily-recap-hamas-israel-war-november-12th-2023-day-37/) | IDF;

[2] <https://www.idf.il/en/mini-sites/idf-recaps-daily-summaries-of-the-hamas-israel-war/hamas-war-daily-recaps/daily-recap-hamas-israel-war-november-12th-2023-day-37/>

30. 2023年12月16日正午前後には、ガザのカトリック教会である聖家族教区教会で、母親とその成人した娘、ナヒダとサマル・アントンが、イスラエル国防軍の狙撃兵に銃撃されて殺された。委員会がインタビューした目撃者によると、2人の女性は同じ敷地内の別の建物にあるトイレに行く途中で撃たれたという。目撃者によると、イスラエル兵士は教会の裏通りに配置され、外に出るのは禁止だとアラビア語で叫んだ。二人の女性は、建物を出て教会施設内のトイレに行こうとしたところを撃たれた。
31. エルサレムのラテン総主教庁によると、同じ事件で、女性たちを助けようと中庭に駆けつけた他の7人が銃撃され負傷した。ラテン総主教庁は、銃撃時に教区教会に武装勢力はおらず、攻撃前に警告はなかったと述べている。さらに、事件の前には教会の位置を示す座標リストがイスラエル軍に転送され、イスラエル軍は、建物内の民間人の安全を保証できないと回答していた。イスラエル国防軍は、意図的に2人の女性を標的にしてはいない、教会周辺で確認された脅威に対応していたと主張した。⁵² しかしイスラエル首相府の報道官は、「このカトリック教会があるリマル地区では土曜日に戦闘はなかった」と断言し、イスラエル国防軍がそこで活動し、脅威に対応していたという声明とは矛盾が生じた。⁵³ 委員会は、教会の敷地内にいたこの女性たちないし他の誰かが、イスラエル国防軍の兵士に脅威を与えたことを示す証拠を何も見つけられなかった。委員会は、女性たちが撃たれた時に、別の方角からの銃撃もあったという証拠を見つけられなかった。委員会は、女性たちはイスラエル国防軍の狙撃兵に撃たれたのであり、狙撃兵は動いている人物たちが女性だと識別できたにちがいないと結論した。イスラエル国防軍によると、事件当時、第162師団第401旅団が、シャルダグ部隊、シャイエット13部隊、ヤハロム部隊とともにガザ市内で行動していた。⁵⁴
32. 委員会は、2023年12月にアル・アウダ病院が包囲された際、病院の外でイスラエル国防軍の狙撃兵に殺害された妊娠中の女性の事例を記録した。複数の目撃者の証言によると、この女性は病院に向かって歩いていたところを、病院の建物の近くで撃たれた。当時、病院周辺はイスラエル軍に占領されていたため、人々は怖くて女性を助けに行けなかった。1人の目撃者によると、イスラエル国防軍がいたため誰も彼女に近づけず、彼女は負傷のため死亡した。複数の情報筋によると、彼女の遺体はそのまま放置され腐敗した。委員会は、同じ病院の外で、息子の目の前で撃たれた別の女性についての追加情報を得たが、その情報を確かめることはできなかった。
33. 委員会は、2024年1月29日に、ガザ市のテル・アル・ハワ地区にあるファリス・ガソリンスタンド付近で、女性と4人の少女が殺害された事件について調査した。この事件では、バシャー・ハ

⁵² <https://www.haaretz.co.il/news/politics/2023-12-18/ty-article/0000018c-7d95-d301-a3ac-ffd594360000>

⁵³ <https://www.washingtonpost.com/world/2023/12/16/women-killed-at-holy-family-parish-gaza-israel/>

⁵⁴ <https://www.idf.il/en/mini-sites/idf-press-releases-israel-at-war/december-23-pr/tunnel-network-used-by-hamas-senior-leadership-in-gaza-s-elite-quarter-revealed/>

マダ・ハモウダとエナーム・モハマド・ハモウダという両親が、15歳の娘レヤン・ハマダと、娘の従妹で5歳半のヒンド・ラジャブを含む5人の子ども（4人の少女と1人の男児）を乗せて、車を運転中に、子どもたちとともに殺害された。委員会は、一家の車が早朝、戦車に搭載されていたらしい銃の標的にされ、レヤンの両親と3人のきょうだいを殺害し、レヤンとヒンドを負傷させたと確認した。レヤンは少なくとも、パレスチナ赤新月社（PRCS）からの電話に出た14時45分までは生きていた。パレスチナ赤新月社との電話で、レヤンは自分とヒンドが負傷していること、近くに戦車がいることを伝えた。通話中に複数の銃声が聞こえ、回線が切れたため、レヤンは14時45分頃に殺害された可能性が高い。ヒンドは少なくともその日の19時までは生きていた。

34. 救急車は17時40分ごろ、彼女たちのもとへ派遣された。ガザ保健省と第三者機関を通じてイスラエル国防軍と経路を確認・調整し、2人の救急隊員、ユセフ・ゼイノとアフメド・アル・マドフンが乗っていた。救急車は18時ごろ、家族の車から50メートルほど離れた場所で戦車の砲弾を受けた。同地域にはイスラエル国防軍が駐留していたため、犠牲者たちの救出はできなかった。その結果、家族の遺体は事件から12日後まで、損傷を受け銃弾にまみれた車から回収されなかった。救急車は近くで破壊されているのが発見され、中には人骨があった。委員会は、イスラエル国防軍による標的設定は意図的なものであり、イスラエル国防軍は車内の人物たちが脅威をもたらすものではないと判断できたはずだと判断している。
35. ここまでに挙げた複数の事例は、イスラエル国防軍による標的基準の拡大後、戦闘員と民間人を区別する同部隊による明確な試みがない中で、女性と少女が標的とされ、犠牲となったことを表す事例である。
36. 委員会は、2024年6月に人権理事会に提出した報告書で、イスラエル政府高官やクネセトの議員などによる、ガザの殲滅を求め、イスラエル軍に戦闘員と民間人を区別しないよう求めていると受け取られかねない複数の発言について記載している。⁵⁵ 委員会が記録した複数の発言では、2023年10月7日の攻撃について、ガザにいるすべての人に責任があるとみなすべきだと述べられている。ガザにいるパレスチナ人は、年齢、性別、民間人であるかどうかにかかわらず共犯者とみなされ、絶滅させられるべきだというのである。
37. パレスチナ人女性もまた、そのような扇動において標的として特定されてきた。イスラエル国家安全保障会議の元議長ギオラ・アイランド少将は、ガザのパレスチナ人を集団として扱う必要性を強調する発言をメディアで行い、特にパレスチナ人女性に言及しつつ、人道支援を削減する必要性について述べている。「結局、ガザの年配の女性とは何者でしょう。10月7日に恐ろしい犯罪をなしたハマ

⁵⁵ A/HRC/56/CRP.4 を参照。

ス戦闘員の母であり祖母なのです。こんな状況で、人道的配慮について語るができるでしょうか。拉致された人たちがいて、その安否もわからないというのに」。⁵⁶

38. もう一つの例では、〈国家安全保障のためのミスガヴ研究所〉のコメンテーター、エリヤフ・ヨシアンが、イノン・マガルのインタビューに答え、ガザ地区の状況について語っている。このインタビューは、イスラエルの右派系民放テレビ局であるチャンネル 14 で放送された。チャンネル 14 は、コメンテーター、ジャーナリスト、軍関係者がパレスチナ人に対する暴力を煽る発言をするための一貫したプラットフォームを提供してきた。インタビューの中でヨシアンは、イスラエルはガザの地面を平らにならし、できるだけ多くの人を殺し、誰も容赦せず、特に女性を標的にすべきだと述べた。「女性は敵、赤ん坊は敵、妊娠中の女性は敵」。⁵⁷ チャンネル 14 が投稿したこのクリップの再生回数は、2024 年 1 月 3 日時点で 160 万回を数えた。⁵⁸

V. 生殖に関する暴力とダメージを通じて、イスラエルがパレスチナ人を破壊する

A. 性と生殖に関する医療施設への直接攻撃

イスラエルが課した措置は、2023 年 10 月以降繰り返されている砲撃と相まって、ガザの女性の生殖能力に長期的な影響を及ぼすでしょう。彼女たちのトラウマがどの程度なのか、まだ生まれていない赤ちゃんへの影響がどの程度なのか、パレスチナ人全体への長期的な影響がどんなものなのかは、わかっていません。

ガザの保健機関ディレクター

39. 性と生殖に関する医療サービスを提供する医療施設への直接攻撃は、ガザ内の生殖年齢にある約 54 万人の女性と少女に多大な影響を与えている。⁵⁹
40. 2024 年 4 月時点で、性と生殖に関する医療を提供する 12 の病院が部分的に機能していたが、実際に性と生殖関連の医療サービスを提供できていたのは、わずか 2 箇所だったと報告されている。ア

⁵⁶ ギオラ・アイランド少将「敵に人道支援はいらない」(チャンネル 7) ; <https://www.globes.co.il/news/article.aspx?did=1001462900>

⁵⁷ <https://x.com/MiddleEastEye/status/1741069437518680399> イスラエルのアナリスト、エリヤフ・ヨシアンが、イスラエルはガザの地面を平らにならし、可能な限り多くの人を殺さねばならない、誰一人逃してはならないと述べている。ガザでは 21,500 人以上が殺され、そのうち 8,500 人は子どもである。

⁵⁸ ルワンダ国際刑事裁判所、*Prosecutor v. Ferdinand Nahimana et al.*, ICTR-99-52-A, 2007 年 11 月 28 日の判決 (控訴審)、パラグラフ 755-758; ルワンダ国際刑事裁判所 *Prosecutor v. Ferdinand Nahimana et al.*, ICTR-99-52-T, 2003 年 12 月 3 日の判決と宣告、パラグラフ 481-488 を参照。

⁵⁹ <https://www.usaforunfpa.org/unfpa-statement-on-the-crisis-in-gaza/>

ル・シファ病院とアル・ナスル病院にはガザの主要な産科病棟があるが、両病院への直接攻撃により、産科病棟は機能しなくなっていた。性と生殖に関する医療に特化していた病院は、直接の標的とされるか、業務停止を余儀なくされていた。その中にはアル・エミラティ産科病院、アル・アウダ病院、アル・マハディ産科クリニック、サハバ病院など、ガザ南部と北部の主要な産科医療施設が含まれていた。同時に、他の病院の複数の産科病棟も閉鎖を余儀なくされていた。たとえば2024年1月にはアル・アクサ病院が閉鎖されている。状況は依然として悲惨である。国連人道問題調整事務所(OCHA)によると、2025年1月現在、産科と新生児の救急医療が受けられるのは、ガザ全土で部分的に機能している18の病院のうち7つ、11の野戦病院のうち4つ、そして地域保健センター1箇所である。

60

41. ガザ最大の不妊治療クリニック、アル・バスマ体外受精センターは、2023年12月に砲撃され、胚約4,000個と、精子サンプルおよび未受精卵1,000個が破壊されたとの報告がある。複数の報告によると、アル・バスマ体外受精センターは毎月2,000～3,000人の患者にサービスを提供し、毎月約70～100件の体外受精を実施していた。ガザの封鎖により貯蔵タンクを低温に保つのに使用されていた液体窒素の供給が不足し、戦争の最初の数ヶ月間、クリニックの運営と生殖材料の保存にはかなりの困難が生じた。2023年12月初旬に遺伝子バンクが攻撃され、保存されていた生殖材料はすべて失われた。この攻撃時に発生学研究所が直撃を受け、研究所に保管されていた生殖材料のすべてが破壊されたのである。
42. 委員会は、現場の写真を視覚的に分析した結果、建物の外装と内装への甚大な被害は、大口徑の弾丸、おそらくイスラエル国防軍の戦車から発射された砲弾によるものであると結論づけた。衛星画像によると、クリニックの周辺は戦争行為によって広範囲にわたる被害を受けていた。アル・バスマ体外受精センターは独立した建物で、クリニックの名前がはっきりと記されていた。米ABCニュースの取材に対し、イスラエル国防軍の報道官は、イスラエル国防軍は、どれがクリニックへの空爆だったのかわからないと述べた。またイスラエル国防軍は、民間人へのダメージを緩和するためにも、特別な保護が必要な対象物を扱う際にも広範な対策を取っている、体外受精クリニックのような民間インフラを意図的に標的にはしないと述べた。委員会は、この建物が軍事使用されたことを示す、確かな情報を見つけられなかった。委員会は、2025年1月時点で、ガザで実施され、利用できる生殖補助医療を知らない。
43. 委員会はまた、アル・アウダ病院への攻撃についても調査した。アル・アウダ病院はガザ北部の主要な生殖医療機関で、2023年11月から2024年1月にかけて、そして2024年5月にも、イスラエル国防軍によって繰り返し標的となった。この病院は、国境なき医師団(MSF)がイスラエル当局

⁶⁰ <https://www.ochaopt.org/content/humanitarian-situation-update-255-gaza-strip>

に GPS 座標を提供し、病院が機能していることをすべての関係者に伝えていたにもかかわらず攻撃された。⁶¹ 2023 年 11 月 21 日の攻撃では、MSF の 医師 2 人を含む 3 人の医師が攻撃により殺害された。2023 年 12 月、病院は包囲され、約 240 人が病院内に閉じ込められ、食糧、水、医薬品の深刻な不足に直面した。包囲の間、16 歳以上の男性と少年は、全員、下着だけを身に着けて病院から出るよう命じられ、病院長を含む医療スタッフ数名が逮捕された。医療スタッフと妊娠中の女性 1 人を含む数人が、狙撃手によって殺害されたと伝えられる。

44. 2024 年 2 月下旬まで、アル・アウダ病院は部分的に稼働していた。同病院には北ガザで機能していた数少ない産科病棟の 1 つがあり、収容能力をはるかに超える産科患者を受け入れていた。報告によると、2023 年 10 月 7 日から 12 月 23 日まで、75 床のベッドで 15,577 人の産科患者に医療を提供したという。2024 年 2 月 27 日、病院管理局は、燃料、電力、医療物資の不足のため、部分的に運営を停止すると発表した。これは北部の医療、とくに産科患者にとって悲惨な結果となった。

45. 報告によると、病院に通じる複数の道路が破壊され、妊娠した女性の中には病院まで 4 キロも歩かなければならない人もいたと医師が証言しているという。委員会は、封鎖によりアル・アウダ病院での医療の質が悪化し、滅菌装置やインキュベーターなどの設備に欠陥が生じたり破損したりしたが、スペアの部品がなく修理できなかったとの情報を得た。

46. さらに、イスラエルが医療施設を攻撃することによって、女兒を含む子どもの患者に死傷者が出ている。ガザの病院における小児科医療や新生児医療には、壊滅的な結果がもたらされている。低出生体重児を含め、子どものための複雑な外科医療などの医療が大いに必要とされているが、そのニーズに対応できていない。

⁶¹ <https://www.doctorswithoutborders.org/latest/gaza-msf-doctors-killed-strike-al-awda-hospital>

B. 生殖に関する保健医療へのアクセスと利用を妨害する

ガザで子どもを産むのは、中世に子どもを産むのと似ています。新生児ケア、産前ケア、産後ケアは受けられません。鉗子など、出産に必要な基本的な器具は手に入りません。妊娠高血圧腎症のような、ありふれてはいるものの深刻な症状を治療するための高血圧治療薬などの重要な薬も、手に入りません。その結果、妊産婦の罹患率、死産、流産が増加しています。

ガザの産科医

47. 委員会は、ガザの病院で出産する女性は、専門的なスタッフがおらず、薬剤がなく、機器がないせいで、きわめて危険な状況にあることを記録した。委員会に対し、医療関係者は、患者の痛みを管理し、感染症を予防する上で深刻な問題に直面していると述べた。病院には、硬膜外麻酔薬、高血圧治療薬、麻酔薬、鎮痛薬、抗D免疫グロブリン薬、抗生物質などの十分な備品がないことが多かった。2024年1月にナスル病院で手術を行った救急専門医は、信頼しうる臨床検査が受けられないか、あるいは機器がないため、妊娠中の女性の診断や治療には大きな困難があり、回避できるはずの合併症が起きていると述べた。産科医は、ガザの女性は産科医療をほとんど受けておらず、多くの女性が膣感染症に苦しみ、治療しなければ早産、流産、不妊症につながるおそれがあると述べた。医療関係者は、栄養失調や、脱水症状や、さまざまな感染症や、貧血に苦しむ産科患者を受け入れていると述べた。
48. 女性たちは、非常に不安定な状況下で出産したと語った。病院は継続中の戦争行為による打撃を受け、専門スタッフ、病床、鎮痛剤、適切な設備が不足していた。とくに帝王切開を受けた女性には、鎮痛剤不足が大きな影響を与えたとの報告がある。ある女性は、ラファのアル・エミラティ産科病院で帝王切開を受けて出産した経験を委員会に語った。彼女は30分歩いて、病院まで送ってくれる車をようやく見つけた。病院は過密状態だったと彼女は述べた。帝王切開の後、彼女はもう1人の女性とベッドを共有しなければならず、翌日には退院だった。
49. 医療関係者は委員会に対し、妊産婦死亡率の増加と、新生児や分娩中の胎児の死亡の増加について語った。新生児や分娩中の胎児の死亡は、スペースも薬も器具もなくきわめて困難な状況にあることと関連している可能性が高い。委員会のインタビューで、ある産科医は、治療していた複数名の妊娠中の患者が亡くなったと語った。このうち何人かは、適切な投薬や治療が受けられなかったために死亡した。この産科医はまた、産前産後の患者の多くが栄養失調であったり、病気や感染症で衰弱したりしていたと強調した。ある事例では、ラファのアル・エミラティ産科病院で、30代前半の妊娠していた女性が、複雑な帝王切開のあと感染症（敗血症）により死亡したという。同産科医は、ヨーロッパ病院で治療した別の妊娠中の女性についても語った。女性は糖尿病で、十分な投薬と治療が受けられなかったために死亡したという。

50. 世界保健機関（WHO）によると、2024年12月の時点で、出産前、出産時、出産後のケアに必要な機器と24種類の薬が足りず、緊急に必要とされている。
51. 女性は自宅や避難所で安全でない分娩をせざるを得ないことが多くなり、医療支援もごくわずかか、まったくないため、合併症により一生にわたるような負傷をするリスクや、死亡するリスクが高まっている。委員会は、治安状況のため、あるいは交通手段がないために病院や診療所に行けず、不十分な医療支援しかない中で、自宅出産を余儀なくされた女性たちから報告を受けている。ある女性は、戦争が始まった当初に妊娠しており、ハーン・ユニスでリプロダクティブ・ヘルス医療にアクセスするにはさまざまな困難があったと委員会に語った。彼女は夫と一緒にインターネット上の動画を見て、自宅分娩の準備をしなければならなかった。「夫はインターネットの動画を見て、どうやって赤ちゃんを取り上げるのかを学び、万が一に備えました。夫は私の身を案じるあまり、私を誰か他の人の家に預けて、確実に世話してもらおうと考えたくらいでした」。
52. 委員会は、医療関係者から、支援も設備も医療器具もほとんどなく、病院へのアクセスもない避難所で生活している妊娠した女性たちが、きわめて不安定な状況で出産しているとの報告を受けた。ある医療関係者の話では、女性たちは域内避難民キャンプのテント内で出産してから病院を訪れ、新生児の出生証明書を作成してほしいとだけ医療スタッフに頼むという。
53. 電気と通信サービスの中断は、妊娠した女性と新生児のリスクをさらに高めている。ある医師は委員会に対し、通信サービスが利用できないために病院と救急車の連携が取れず、女性や少女の出産ケアへのアクセスに直接的な影響が出ていると述べた。さらに、自宅分娩のための緊急電話サービスも繋がらなかった。封鎖と戦争行為が続いていることによって、妊娠した女性への「安全な自宅出産キット」の配布にも、さまざまな困難がある。
54. 緊急入院が急増したために、わずかに残った稼働中の医療施設では生殖関連医療の優先順位が下げられる結果となった。戦争による何万人もの負傷者がいる中で、産科と婦人科の優先順位は低下し、もっとも重症化している場合にのみ、基本的なケアとされているものを受けることができた。委員会のインタビューを受けた小児科医は、帝王切開を受けた女性たちの例を挙げた。アル・ナスル病院では、手術後24時間以内に退院させられ、産後のフォローアップケアを受けられないことも頻繁だったという。攻撃が始まる前なら、こうした女性たちは十分な医療を受けるために24～48時間、合併症があればそれ以上の期間、入院していただろう。女性や少女が産科医療をまったく受けられない地域もあった。
55. 委員会がインタビューした医療関係者によると、出産前ケアの優先順位は下がり、もはや受けられないという。分娩後の母親と新生児も、出産後に回復するための十分な時間を与えられていなかった。

出産後わずか数時間で、精神的にも肉体的にもまだ脆弱な状態で、新しい患者のために退院させられていた。さらに産後ケアも受けられず、これは適切なモニタリングやケアが受けられなかった約6万人の産科患者に影響した。委員会がある助産師に話を聞いたところ、女性たちは帝王切開後に包帯を交換してもらうために医療施設まで何時間も歩かねばならず、産後の出血を処理するためのパッド〔出産後に使う大きめのナプキン〕もほとんどないという。パッドが不足しているため、女性たちは布や同じパッドを長期にわたって使用せざるを得ず、感染症やその他の合併症が起きていた。

56. イスラエルは10月7日以降、ガザ域外で治療を受けるための許可証の発給を停止し、例外的にのみ、医療避難を認めている。この変更により、ガザ域外で治療を受けられる患者数は激減した。比較のために数を挙げると、2022年にイスラエル当局はガザ域外で治療を受けるための患者許可申請を約13,500件承認していた。⁶² 2023年10月7日以降、イスラエルは2024年5月7日にラファ検問所が閉鎖されるまで、4,947人の患者の医療避難しか承認しなかった。⁶³ それ以降、医療避難の人数はさらに減少し、2024年5月8日から2025年1月15日までの間に458人の患者しか避難していない。⁶⁴

57. その結果、患者は肉体的にも精神的にも苦しみ、適切ながん治療を受けられなかったために死亡した患者もいる。⁶⁵ ここには卵巣がん、子宮頸がん、乳がんなど、婦人科領域のがん患者も含まれる。委員会は、2024年12月に外陰がんの患者の治療にあたった医師から話を聞いた。その患者の腫瘍は、放射線化学療法を受けるためのガザ域外への旅行が承認されるのを待つ8ヵ月間、成長し続けていた。ガザ内には非侵襲的な治療法がなかったため、医師は手術に踏み切らざるを得なかった。腫瘍を縮小させるには、放射線化学療法が必要だった。医師によれば、患者の肉体的・精神的苦痛は計り知れないものだったという。

58. ガザでの戦争行為により、妊娠中、産後、授乳中の女性は、武力紛争、強制退去、飢餓、標準以下の医療に直接さらされ、有害な心理的影響を受けてきた。ストレスやトラウマにさらされ、産科救急や早産が急増し、2023年10月7日以降、流産が最大300%増加したとの報告がある。専門家たちは委員会に対し、女性、新生児、家族が、このような不安定な状況から長期的にどんな心理的・身体的影響を受けるかは、まだわかっていないと述べた。

⁶² <https://www.emro.who.int/images/stories/palestine/Gaza-Health-Access-2022.pdf?ua=1>

⁶³ https://www.emro.who.int/images/stories/Medevac_15Jan25.pdf?ua=1

⁶⁴ https://www.emro.who.int/images/stories/Medevac_15Jan25.pdf?ua=1

⁶⁵ https://www.emro.who.int/images/stories/Medevac_4Dec.pdf?ua=1

C. 飢餓が生殖に関するダメージをもたらす

私には大変なことだった。女の人には大変なこと。人の耐えうる限界を超えています。

ガザで新たに母になった人

59. 委員会は、国連人権理事会に提出した 2024 年の報告書で、イスラエル当局が飢餓を戦争の方法として用いていることを明らかにした。⁶⁶ また、飢餓と飢饉は、女性と少女、特に妊娠中と出産後の女性に深刻な悪影響を及ぼしている。妊娠中および授乳中の女性は、飢餓によって自身の健康と新生児の健康が脅かされるという固有のリスクに直面している。2023 年 11 月の時点で、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の施設に居住する数千人の避難民女性と新生児が、栄養失調、脱水症状、水を媒介とする疾病の増加により、医療ケアを必要としているとの報告があった。⁶⁷

60. 国連は、飢饉や飢餓に苦しむ女性たちの直面するリスクについて、繰り返し警告を発している。2023 年 11 月、世界保健機関（WHO）は、食料と水へのアクセスが悪化すると、母親と赤ん坊の双方にとって死亡するリスクが高まると警告した。⁶⁸ 12 月中旬、国連人口基金（UNFPA）は、妊娠中の女性が飢えていると発表した。⁶⁹ 2024 年 1 月、国連児童基金（UNICEF）は、15 万 5,000 人以上の妊娠中の女性および授乳中の母親が、そもそも栄養を摂ることが必要とされる特別な状態であり、脆弱な状態にあることを踏まえ、その栄養摂取に懸念を示した。⁷⁰ 報告によると、妊娠中および授乳中の女性に欠かせない〈食品摂取の多様性〉が著しく損なわれており、1 日に 2 種類の食品しか摂取していない場合がほとんどだった。⁷¹

61. 国連食糧農業機関（FAO）のガイダンスには、女性にとって最低限必要な〈食品摂取の多様性〉が示されている。女性と少女は、1 日に 5 つの食品群から食品を摂取する必要がある。⁷² さらに妊娠中と授乳中は質の高い栄養を摂らねばならず、エネルギーの必要量も多い。妊娠前、妊娠中、授乳期に栄養不良だった場合、結果として、貧血、妊娠高血圧腎症、出血、母親の出産時死亡、新生児死亡、早産などがありうる。⁷³ 子どもの栄養不足は、身体と脳が順調に成長し発達していく妨げとなる。

⁶⁶ A/HRC/56/CRP.4.

⁶⁷ <https://www.unrwa.org/newsroom/official-statements/women-and-newborns-bearing-brunt-conflict-gaza-un-agencies-warn>

⁶⁸ <https://www.who.int/news/item/03-11-2023-women-and-newborns-bearing-the-brunt-of-the-conflict-in-gaza-un-agencies-warn>

⁶⁹ https://www.instagram.com/unfpa/p/C0z3Qj4v_Nv/

⁷⁰ <https://www.unicef.org/press-releases/intensifying-conflict-malnutrition-and-disease-gaza-strip-creates-deadly-cycle>

⁷¹ <https://www.unicef.org/press-releases/intensifying-conflict-malnutrition-and-disease-gaza-strip-creates-deadly-cycle>

⁷² <https://www.unicef.org/media/114561/file/Maternal%20Nutrition%20Programming%20Guidance.pdf> ; <https://openknowledge.fao.org/server/api/core/bitstreams/c949ea1a-bd5d-4788-87fa-2917f1a2ecdf/content>

⁷³ <https://www.unicef.org/media/114561/file/Maternal%20Nutrition%20Programming%20Guidance.pdf>

62. 2024年2月、世界栄養クラスターは、北ガザ、デイル・アル・バラ、ハーン・ユニス、ラファの妊娠中および授乳中の女性の〈食品摂取の多様性〉は「きわめて危機的」であると報告した。⁷⁴ 2024年6月に発表された〈統合的食料安全保障段階分類〉(IPC)の報告書によると、妊娠中および授乳中の女性にとって悲惨な状況は続いており、⁷⁵ 乳幼児の生存、成長、発達が危険にさらされていた。UNウィメンは2024年6月に、授乳中の母親がいる世帯の55%が健康状態のせいで母乳を与える能力が妨げられ、99%が十分な母乳をつくるのが困難であると報告した。⁷⁶
63. ガザでの攻撃が始まってから15カ月以上が経過し、状況はかつてないほど悲惨である。2024年10月に発表された国連人口基金(UNFPA)の報告によると、4万2,000人の妊娠した女性が危機的レベルの飢餓(IPC3)に、3,000人以上の妊婦が壊滅的レベルの食糧不安(IPC5)に直面しており、これらの人数は冬の間急増するだろうとのことである。⁷⁷ 2024年10月に発表された〈統合的食料安全保障段階分類〉の分析によると、6カ月から59カ月の乳幼児の間で推定6万件の急性栄養失調が報告され、1万6,500人の妊娠中および授乳中の女性が急性栄養失調の治療を必要としているとのことである。⁷⁸ 国連人道問題調整事務所(OCHA)の2024年12月の報告では、6カ月から23カ月の乳幼児、および女性の96%が、最低限の〈食品摂取の多様性〉がないために栄養所要量を満たしていない。⁷⁹
64. 委員会のインタビューを受けたある産科医は、飢餓の影響により女性および少女は困難な状況にあり、出産前後の患者の多くが栄養失調か、病気や感染症で衰弱していると述べた。委員会はまた、妊娠中ないし授乳中に飢饉や飢餓に直面した女性たちにも話を聞いた。彼女たちは食料と清潔な飲料水が手に入らないことに加え、何度も強制退去を余儀なくされ、家族を失って悲嘆に暮れていた。上記のさまざまな病気は彼女たちの不安やストレスに拍車をかけ、彼女たちと赤ん坊に多大な影響を与えている。ストレスおよび食料や水の不足が授乳に影響を与えることは、複数の専門家が認めている。
65. これらの困難は、強制退去の経験によってさらに深刻化することも多かった。ある女性は、2023年11月にガザ市からラファに避難したとき妊娠7カ月だったが、妊娠が進んでいたにもかかわらず食料も水もほとんどなく、荷物を担いで14時間歩き続けなければならなかったと委員会に語った。また、出産後、食料不足と価格高騰のため、適切かつ十分な食料を手に入れることができず、保存食

⁷⁴ <https://www.nutritioncluster.net/news/nutrition-vulnerability-and-situation-analysis-gaza>

⁷⁵ https://www.ipcinfo.org/fileadmin/user_upload/ipcinfo/docs/IPC_Famine_Review_Committee_Report_Gaza_June2024.pdf

⁷⁶ <https://www.un.org/unispal/document/at-least-557000-women-in-gaza-unwomen-270624/>

⁷⁷ <https://www.un.org/unispal/document/unfpa-sitrep->

01nov2024/#:~:text=Situation%20Overview%3A,inclusing%20over%2043%2C000%20pregnant%20women

⁷⁸

https://www.ipcinfo.org/fileadmin/user_upload/ipcinfo/docs/IPC_Gaza_Strip_Acute_Food_Insecurity_Malnutrition_Sep2024_Apr2025_Special_Snapshot.pdf

⁷⁹ <https://www.ochaopt.org/content/reported-impact-snapshot-gaza-strip-17-december-2024>

と「ラブナ」(濃厚なヨーグルト)を食べる以外なかったという。委員会は、2023年11月にハーン・ユニス近郊において病院の外のテントに家族とともに滞在していた、当時妊娠8カ月だった女性の話を聞いた。彼女は委員会に対し、パンを作る小麦粉もなく、牛乳もなく、卵もなく、ツナ缶しか食べていなかったと語った。彼女は、適切な栄養の欠如と精神状態から、妊娠中の合併症が起きたと考えている。

66. 複数の女性が、食糧不足と、軍事行動と封鎖による心理的影響により、母乳が出なくなったと委員会に語った。これは医療関係者も確認している。ラファの学校に滞在していた授乳中の女性は、委員会に対し、イスラエルの攻撃が始まって以来のストレスと、新鮮な食べ物が手に入らないために、体重が大幅に減少し、母乳が出なくなったと語った。別の女性は、戦争行為がもたらしたストレスと不安のために母乳が出なくなったと語った。

67. 委員会は、粉ミルクが不足し、粉ミルクの調製に必要な清潔な水が不足していることを考えると、これ〔母乳が出ないこと〕は特に懸念されると指摘する。実際、2023年10月7日以降、粉ミルクに頼らざるを得ない乳児が増加している。委員会は「粉ミルクを安全に調製するために必要な清潔な飲料水が不足すれば、幼児の感染症、ひいては栄養不良のリスクが増大する」という世界栄養クラスターの報告書に注目する。⁸⁰ 2023年12月にユニセフは、2歳未満の子ども13万人が「命をつなぐことのできる重要な母乳と、年齢に応じた補完的な栄養」を摂取できていないと述べた。⁸¹

68. 委員会は、強制退去をさせられたある女性に話を聞いた。彼女は乳がん患者で、出産時に帝王切開を受けることになっていたが、ヌセイラットのアル・アウダ病院には麻酔が充分になかったため、出産予定日の12日後まで帝王切開を延期せざるを得なかった。帝王切開の翌朝には、ベッドが不足しているので退院してほしいと言われた。彼女は避難所に戻ったが、避難所の生活環境は非常に劣悪だったので、めまいと疲労を感じたと語った。委員会に、彼女はこう語った。「出産前は、出産前のケアや出産費用をどうやって捻出しようかと考えていました。同じように、子どもの粉ミルクの費用もどうやって捻出するか、考えねばなりません。がんのせいで授乳できないんです」。

⁸⁰ <https://www.nutritioncluster.net/news/nutrition-vulnerability-and-situation-analysis-gaza>

⁸¹ <https://palestine.un.org/en/256251-%E2%80%98ten-weeks-hell%E2%80%99-children-gaza-unicef>

D. 月経など、リプロダクティブ・ヘルスについての懸念

ガザの母親たちには尊厳がありません。鎮痛剤なしに出産して、産後何週間も出血が続くのにパッドも清潔な水も手に入らず、見知らぬ男性と相部屋になる過密の避難所で授乳するんです。そこに尊厳はありません。

ガザの小児科医

69. 委員会は、過密状態や水不足による不衛生な状況について数人の女性から話を聞き、月経などのリプロダクティブ・ヘルスに関する女性の具体的なニーズを記録した。
70. 女性と少女は、特に女性が主となる世帯において、安全な水と衛生設備へのアクセスという大きな課題に直面している。とりわけ給水所や衛生設備が避難した場所から遠いとき、これらは深刻な課題になる。委員会は、女性や少女が飲食を避けるなどして、トイレに行くのを最小限にしようとしているという報告を受けている。これはトイレが不衛生だから、男性たちの近くでトイレを使わなければならないから、避難先から遠く離れた外のトイレに行くしか実行できる選択肢がないから、などの理由による。
71. 妊娠中や授乳中の女性は、トイレを使用する回数が増えるなどの特定のニーズがあり、不衛生な環境では健康に対する特定のリスクに直面する。ある女性は、妊娠中に避難してハーン・ユニス近郊のテントで暮らしていた際に、特に夜間にトイレに行くのがとても大変だったと委員会に語った。
72. 個人の衛生を保つため、そして衣服を洗うための水へのアクセスが限られているため、強制退去させられた人々の間でさまざまな病気が広がり、女性や少女の膣炎や尿路感染症も起きている。UN ウィメンが2024年9月に発表した報告書によると、尿路感染症はインタビューした女性の90%以上に影響を与えていた。⁸² 委員会がインタビューした助産師は、水や清潔な下着が手に入らず、女性がトイレに行くのに何時間も並ぶ必要があるなど衛生状態が悪いために、膣炎や尿路感染症が蔓延していると語った。そして不衛生によって引き起こされるもう1つの困難が、授乳中の母親の乳房の感染症（乳腺炎）だった。
73. 委員会は、アル・シファ病院に入院している女性にインタビューした。彼女は、体を清潔にしておくための水が手に入らないため、感染症に苦しんでいた。ゴミを外に持ち出すのは危険なので、病院内にゴミが散乱しているという。また、委員会がインタビューした別の女性は、シャワーを浴びることができないため、何度も膣炎にかかったと述べた。彼女も彼女の家族も、下着を洗う手段や機会がなかった。ある女性は委員会にこう語った。「私たちはヨーロッパ病院の外にテントを張って過

⁸² <https://www.unwomen.org/sites/default/files/2024-09/gender-alert-gaza-a-war-on-womens-health-en.pdf>

しました。食料も水もありませんでした。水を手に入れて洗濯するために、遠くまで歩かねばなりません。シャワーを浴びずに 17 日間過ごさねばならず、とても汚れた地面で寝ました。私は妊娠していたので、病院内のトイレを何度も使わなければなりませんでしたが、混んでいて汚く、行きにくかったので、なるべく使わないようにしました。その結果、何度も膣炎になりました」。

74. 強制退去させられた女性たちは、月経周期がストレスになっていると委員会に報告した。水と衛生設備にアクセスできず、月経用品もそれを処理する設備もないことが、女性と少女の尊厳の感覚と身体的・心理的な幸福にも影響している。委員会は、女性や少女が月経用ナプキンに代わる手作りの、間に合わせの代用物に頼っているという情報を得た。そうした代用物がまた、彼女たちを生殖器の感染症や尿路感染症の危険にさらし、その結果、不妊症や出産合併症が起きたり、性感染症リスクが増加したりする可能性がある。ある医療専門家は委員会に対し、衛生状態が悪く、抗生物質が手に入らない状況で感染症になる場合、膣炎も尿路感染症も痛みをともなう深刻な問題であると述べた。外部感染は内部感染に発展するおそれがあり、適切な医療を受けなければ、流産、生殖能力の喪失、そして最悪の場合は死に至るかもしれないという。

75. 委員会のインタビューに応じた助産師は、月経用品の不足は女性にとって大きな問題であり、各団体は増大する需要に対応できていないと語った。「想像できますか、30 パックだけなんて！ 誰にあげればいいのか、誰が優先なのか、どうすれば彼女たちに正しいことができるのか、わかりませんでした」。助産師はまた、出産した女性もパッドを必要としており、不衛生な代用物を用いることで深刻な感染症が起きていると語った。ある女性は委員会に、2024 年 5 月に出産したあと、使用できるパッドがあまりに少なかったため、2 日間同じパッドをつけなければならなかったと述べた。

76. 委員会は、ラファの避難所に滞在していた女性にインタビューを行った。彼女は、いくらかお金があったので父親が月経用ナプキンを買ってくれたと述べた。彼女は、月経用ナプキンを買う余裕のない状況は想像すらできないと述べた。別の女性は、月経用ナプキンを手に入れることの困難について委員会にこう語った。「ナプキンを買うお金はありません。お金があれば、一時的な用途のためにナプキンを買うよりも、家族が生きていくための食料を手に入れることを優先します。優先順位を考えないといけません。残念ですが、月経の管理は優先的ではありません」。

77. 別の女性は、月経用ナプキンがないため、子ども用のおむつや布切れを使わざるを得ないと報告した。委員会は、他にも同様の報告を受けている。月経のときに衣服を汚しても、そのまま着ている以外ないという女性たちもいる。水もプライバシーもないため、体を洗うことも下着を洗うこともできないという。

VI.イスラエルは性暴力とジェンダーに基づく暴力を組織的に用いている

A. 男らしさ、ナショナリズム、軍事化

彼は我らの妹を娼婦にするだろうか？ 9208 はイスラエルの民に名誉を取り戻す。

イスラエル兵士による落書き、ガザのベイトラヒアにて（パラグラフ 77 を参照）

[パラグラフ 80 の誤記か？ また、ベイトラヒアではなくベイトハヌーンか？]

78. 女性の身体とセクシュアリティは、国家の尊厳や、その他の否定的なジェンダー・ステレオタイプ——集団の名誉、去勢など——と結びつけられて認識されることがしばしばある。複数の専門家がすでに指摘しているところによると、2023年10月7日にイスラエル人女性に対して性暴力がふるわれたという疑惑から、ハマス軍事部門やその他のパレスチナ武装集団による攻撃に対し、武力行使と報復を通じて、イスラエルの国家的男らしさを再構築しようとする試みが生じた。
79. イスラエル政府高官は、10月7日にイスラエル人女性に対して行われた性暴力を用いてガザ地区でのイスラエル国防軍の軍事作戦への支持を集め、戦争を継続させようとしている。イスラエル政府高官は、ハマスについて、「国際社会が沈黙している」間にイスラエル国民を恐怖に陥れる手段として性暴力を武器化した、「レイプ犯の政権」だと述べている。このメッセージはイスラエル国防軍によって増幅され、拘束されたパレスチナ人男性が10月7日の攻撃中にレイプなどの性暴力を行ったと告白したとされる動画が拡散された（「拘留中の性暴力、リプロダクティブ・バイオレンス、およびその他のジェンダーに基づく暴力」パラグラフ 123 を参照）。
80. 委員会の調査は、イスラエル国防軍メンバーたちがこのようなメッセージの強い影響を受けていることを示している。メンバーの中には、拘束中のパレスチナ人に対して不当な取り扱いをしながら、10月7日にイスラエルで行われた犯罪に言及する者もいる。画像に残る一例として、委員会は、ガザへの地上侵攻後に撮影された写真を調査した。その写真には、ガザのベイトハヌーンにある壁の横に立つイスラエル軍兵士の姿が写っており、壁にはヘブライ語で「彼は我らの妹を娼婦にするだろうか？」と書かれた落書きがある。この落書きは、聖書の『創世記』においてディナが誘拐されレイプされたという話を指している。彼女がレイプされたことを知った兄たちは強く反発し、街の男たちを皆殺しにする。この話は、他者による女性の身体への傷害は、男たちの名誉と復讐という文脈で捉えられるべきであり、女性の身体と精神は当の女性本人だけでなく、男性たちの支配する集団のものでもあることを示すと一般に解釈されている。よってイスラエル人女性に対する性暴力は、男性たちの統制する集団に対する侮辱とみなされ、ディナのために果たされたのと同様の復讐が求められることを暗示している。ディナに関するこの問いの横には、次のような言葉があった。「9208 はイスラエルの民に名誉を取り戻す」。書き添えられたこの言葉は、イスラエル国防軍の一部のメンバーが、イス

ラエル人女性への暴行により集団の名誉が傷つけられ、復讐しなくてはならないと考えていることをさらに強調している。9208 という数字は、2023 年 10 月 27 日にベイトハヌーン方面からガザ地区北部で地上活動を行ったイスラエル国防軍の主力師団、第 252 師団の第 12 歩兵旅団、その第 9208 歩兵大隊を指している。

81. また、これらの事例は、以下に述べるパレスチナ人女性と男性に対する性暴力の急増という、より広い文脈と照らし合わせて検討されるべきである。これらの性暴力も、報復したいという同様の欲求に駆り立てられているように見える。委員会は、被害者や目撃者の証言、検証された写真や動画によって裏付けられた数々の事件を記録した。性暴力やジェンダーに基づく暴力は、決してイスラエルの占領において新しい要素ではない。委員会は、以前にもこの問題について報告している。⁸³ しかしながら、イスラエル兵士の武力行使と暴力には、被害者のみならずパレスチナ人コミュニティ全体を「女性化」し辱めたいという意図による性的行為がますます含まれるようになってきていること、そして、そうした性的行為を写真や動画に撮る傾向が増えてきていることに、委員会は注目している。このような行為は、固定化したジェンダー・ステレオタイプと明らかな関連がある。こうしたステレオタイプは、被害者が男性であれ女性であれ、コミュニティとしての意識を壊し、社会的結束にダメージをもたらそうとする試みの中で意図的に使われている。人権理事会の定めた責任追及メカニズムによってこれまで報告書が発表され、パレスチナ被占領地での侵害の調査が行われてきたが、これまでの報告書には、性暴力やジェンダーに基づく暴力の同様のパターンは記録されていない。⁸⁴

B. パレスチナ人女性へのセクシュアル・ハラスメントと、公の場での侮辱

お前らろくでなしども、俺たちはお前らを、お前らとお前らの母親たちを、お前たち雌犬どもをファックするためにここに来た。醜いアラブ人、犬ども、生きたまま焼き殺してやる。

ガザの女性シェルターに残された、イスラエル国防軍メンバーの書き込み

82. 戦争行為の開始以来、パレスチナ被占領地のパレスチナ人女性は、イスラエル高官や兵士によるオンライン・ハラスメントと中傷キャンペーンにさらされることが多くなっている。この中には〈ドクシング〉と呼ばれる、被害者を辱めて孤立させることを意図して、被害者のパーソナルな情報をインターネットで他人と共有することも行われている。委員会は、このような虐待が 2023 年 10 月 7 日の出来事と直接または暗黙の関連を持っており、パレスチナ人社会全体に強い影響をもたらしていると指摘する。

⁸³ A/HRC/50/21.

⁸⁴ <https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/hrc/list-hrc-mandat> を参照。

83. 委員会は、イスラエル軍兵士が撮影し、インターネット上に投稿した複数の動画や写真を記録した。これらの動画や写真では、イスラエル兵士がガザ地区で家宅捜索を行い、パレスチナ人女性をその性別や民族性に基づいて意図的に辱め、嘲笑する様子が撮影されている。動画や写真のほとんどは、もともとイスラエル国防軍兵士の個人的なInstagramやXアカウントで公開されたもので、その後ソーシャルメディアで広く再投稿されている。ある事例では、兵士がガザ地区の住居の中で、下着やその他の私物を漁っているところを自撮りしながら、パレスチナ人女性にジェンダー的で性的な侮辱を向けている。「いつも言っていたとおりだろ、あっちにいるアラブ人 [女性の代名詞が使用されている] はとんでもない尻軽女どもだって。[…略…] ほら、ここに [ランジェリーの] セットがある、真新しいセットがもう1つ。まだ開封していないよ、このセットを見てみろ、伸縮性のあるボディースーツがほしいやついるか?」
84. 2つ目の動画では、イスラエル国防軍の兵士たちが武器を探すために敷地内を捜索した際に、お金とランジェリーを発見した様子を、その一人が撮影している。「2つ3つの引き出しいっぱい、考えられる限りのすごくエキゾチックなランジェリーが詰まっている。山積みにかくさん、どの家もね。信じられない。エッチな、エッチなガザの連中だ」。第3の事例では、イスラエル国防軍の兵士が、パレスチナ人女性の下着コレクションの前でポーズをとっている写真を出会い系アプリに掲載した。委員会は、元の動画や写真の多くはパブリックドメインから削除され、これらのイスラエル兵士のソーシャルメディア・アカウントは閉鎖されているか、非公開に設定されていると知った。
85. 委員会は、これらの動画や写真では、犯人のジェンダー的、人種的偏見がはっきりと表れており、犯人はパレスチナ人女性を意図的に標的にし、公の場で彼女たちを辱め、品位を傷つけようとしていると指摘する。さらに、パレスチナ人の持っている文化という観点から見ると、これらの画像の公開はきわめて有害である可能性があり、私的な所有物を公にさらされている女性たちに深刻な影響を及ぼしかねないものである。
86. 委員会はまた、2023年11月中旬、ガザ市においてジェンダーに基づく暴力のサバイバーのために活動していた女性の権利センターに対し、意図的な攻撃が行われたことを記録した。センターに対するこの攻撃は、明らかにジェンダー的な側面を持っていたようで、兵士たちはセンターの壁にヘブライ語の落書きを残し、パレスチナ人女性をジェンダー的かつ性的に侮辱した。「お前らろくでなしども、俺たちはお前らを、お前らとお前らの母親たちを、お前たち雌犬どもをファックするためにここに来た」「娼婦の汚いマンコ、醜いアラブ人、ろくでなしども、生きたまま焼き殺してやる、犬め」。
87. 証拠写真に基づき、委員会は、被虐待女性とその家族のシェルターとなっていた建物の5階部分が直接狙われ、完全に破壊されたと判断した。5階建てビルの他の部分は無傷だった。委員会は、この建物の高さ、砲弾が壁を貫通した部分の大きさ、建物内での砲弾の爆発によるコンクリートや金属の

破壊の程度から、戦車から発射された砲弾を受けたとみなしうる被害であると判断した。

88. 委員会は、攻撃当時、イスラエル国防軍の地上作戦のため、センターの入っていた建物とその周辺は閑散としていたという報告を受けた。シェルターにいた女性たちは地上作戦前に避難していたため、攻撃による死傷者は報告されていない。攻撃に先立ち、イスラエル国防軍から警告は発せられなかったと伝えられている。委員会が確認した写真によると、兵士たちは、戦車による砲撃のおそらくは後で、ドアを壊して建物に入った。委員会は、イスラエル国防軍がこのセンターに戦車の砲弾を撃ち込んだことについて、軍事的正当性を見出していない。
89. このセンターは、ガザにある女性と少女のための2箇所のシェルターのうちの1箇所だったが、現在は再建が必要であり運営されていない。委員会は、虐待を受けた女性の保護に取り組む〈女性の人権〉擁護者に話を聞いた。この擁護者によると、同センターの閉鎖は、そこに避難できなくなった女性たちに悪影響を与えているという。通常、シェルターで保護を求める女性たちは、自分の家族からとイスラエル国防軍からの二重の脅威を感じている。彼女たちが虐待者からの保護を求めることのできる場所がどこにもないと、この擁護者は考えていた。複数の国際団体が、ガザにおいてジェンダーに基づく暴力、特に親密なパートナーからの暴力が増加していると報告している現在、これはまさに憂慮すべきことであると委員会は指摘する。
90. 2023年10月7日から12月にかけて、イスラエルの国家安全保障大臣イタマル・ベン-グヴィルは、イスラエルとヨルダン川西岸で拘束された6人のパレスチナ人女性の写真を自身のXアカウントに投稿した。写真のキャプションでは、彼女たちがテロと関係があるとの主張がなされ、中でも2023年10月7日の出来事に関連した扇動やヘイトスピーチの犯罪への言及があった。大臣のキャプションには次のような記述があった。「我々は、彼女たちが理解できる言葉で話を始めた」「これは、キーボード・ヒーローたちを扇動しようとしているあらゆる者たちに向けた、明確なメッセージだ。イスラエル警察は、お前たちを一人残らず追い詰める。我々を試さないでくれ」。3つの投稿では、写真とともに、女性の名前がキャプションで明かされていた。委員会は、同大臣のソーシャルメディア・アカウントには、同様の男性被拘禁者の写真が掲載されていることを記録している。しかしこれらの男性の名前は公表されず、顔はぼかされていることが多く、匿名性が保たれていた。
91. 女性のうち4人はイスラエル国旗の前に座るよう無理強いされ、4件では両手が手錠で拘束されるか、プラスチック製の拘束具で縛られていた。一件を除いて女性たちの顔はそれとわかるように写っていた。残りの一件では、女性の上半身が背後から写っていた。両手はプラスチック製の拘束具で後ろ手に縛られ、自宅と思われる場所で椅子に座っている。別の写真では、〈女性の人権〉を擁護する若い女性が、自分の寝室で、両手をプラスチック製の拘束具で後ろ手に縛られて撮影されている。彼女は混乱し、朦朧とし、怯えているように見え、兵士が彼女の肩を抱き、ベッドに座るよう押してい

るのが見える。この女性はのちに、この事件にまつわる暴力的で屈辱的な状況について語った。そこには身体的暴行と言葉による攻撃が含まれていた。

92. 拘束を受けた女性たちもまた、男性兵士の前で下着姿になるなど、品位を傷つけられる状況で同意なしに写真を撮られたと報告している。ある被拘禁者は、イスラエル北部の警察署で逮捕された後、繰り返し侵襲的なストリップ・サーチを受けた。彼女は殴打され、暴言を吐かれ、髪を掴まれて引きずられ、同意なしにイスラエル国旗の前で写真を撮られた。これらの写真はインターネット上に投稿された。

C. 逮捕時に、男性や少年への性暴力行為の動画や写真を撮影する

私たちは他の 50 人の被拘禁者とともに、裸足で下着姿のまま、道路の終点まで歩くよう命じられた。
[…略…] 1 人の女性兵士が、下着姿の 2 人の少年に踊るように言った。彼女はその様子を動画に撮り、かれらは皆で笑っていた。

12 月に拘束された男性、ガザのベイトラヒアにて

93. 2023 年 10 月 7 日以降、何百人ものパレスチナ人男性と少年が、屈辱的で品位を傷つけられるような状況で、性的な特徴のある行為——たとえば公の場で裸を強制されたり、全身または部分的に脱がされたりするなど——をされながら写真や動画に撮られた。委員会は、2023 年 10 月以降、このような事件が 10 件以上発生したことを記録しており、その中には約 20 枚の写真と映像が含まれる。男性たちと少年たちは、完全または部分的に服を脱がされたり、下着だけを身に着けている姿で撮影され、従属的な姿勢（椅子に縛られたり、地面にひざまずいたり、目隠しされ縛られて地面に横たわったりするなど）を強いられたり、場合によっては身体的虐待を受けたりした。委員会はまた、イスラエル兵士に捕らえられたパレスチナ人が裸にされ、場合によっては兵士たちから身体的暴行を受けているデジタル映像も記録した。委員会は、民間人によるパレスチナ人に対する性暴力を写真や動画に撮った 2 つの事例を記録した（「入植者やその他の民間人による性暴力・ジェンダーに基づく暴力」パラグラフ 128-137 を参照）。

94. このうち 4 件は、集団逮捕の際に拘束された男性たちを撮影したものである。3 件は 2023 年 12 月 7 日から 9 日にかけてのベイトラヒアで（マーケット通りの路上と、UNRWA 系列のカリファ・ビン・ザイド小学校を含む）、1 件は 2023 年 12 月 24 日にガザ市のヤルムーク・スタジアムで起きた。これらの集団逮捕の写真や動画はソーシャルメディアに掲載され、野外で下着姿の男性や少年が大勢で拘束されている様子が映っている。男性たちは膝をついて一列に並んで座らされ、両手を後ろ

手に縛られ、目隠しをされている。ほとんどの映像は、イスラエルのテレグラム・グループで最初に公開され、その後Xで拡散された。イスラエル国防軍のダニエル・ハガリ報道官は、拡散された写真はイスラエル国防軍の報道官事務所から発信されたものではないと述べた。委員会が動画と写真を分析したところ、ほとんどがイスラエル国防軍の兵士によって撮影されたものであることが判明した。これは、兵士との距離の近さ、映像に添えられたキャプション、いくつかのフレームに登場するカメラマンの軍服、撮影対象との距離の近さなどに基づいている。こうした公の場で裸を強制するという事件は、委員会に提供された複数の証言によっても裏付けられた（「地上作戦中に、検問所や避難の途中で性暴力が行われる」パラグラフ 105 および 107 を参照）。

95. ある被害者は、2023 年 12 月初旬のベイトラヒアから避難する際、このように拘束され、写真を撮られた経験について委員会に述べた。その被害者は、兵士たちが地域に入ってきて人々に避難を命じたとき、自分は自宅にいたと述べた。避難の過程で、男性たちと少年たちは家族の前で服を脱がされ、ひざまずくよう命じられた。被害者の妻と子どもたちは、その地域を離れる前に彼が服を脱ぐのを目撃した。その男性は、公の場でそのような姿をさらされるのに屈辱を感じたと語った。彼と他の 50 人ほどの男性は、裸足で下着姿のまま、道路の終点まで歩くよう命じられ、そこで下着姿だけの他の約 250 人の男性たちや少年たちと一緒にひざまずくことを強制された。被害者は軍のトラックに乗せられて知らない場所に運ばれ、そこでイスラエル国防軍の兵士が目隠しを外して写真を撮った。
96. 委員会は、イスラエル国防軍メンバーが少年たちに対して性的虐待を行った複数の事例を他にも記録している。ある目撃者は、ガザで女性のイスラエル兵士が、下着姿にされた 10 代の少年 2 人に対し、他の拘束者の前で踊るように命じ、笑いながらその様子をビデオに記録したと証言している。委員会はまた、2023 年 12 月にヤルムーク・スタジアムで、パレスチナ人の少年たちが大人とともに拘束され、下着姿にされたことを示すデジタル映像も確認した。
97. 大量逮捕の初日に当たる 2023 年 12 月 7 日に、イスラエル国防軍のダニエル・ハガリ公式報道官は、イスラエル国防軍とイスラエル総保安庁がテロリスト容疑者数百人を逮捕し、尋問したと述べた。イスラエル国防軍のジョナサン・コンリクス報道官は CNN に対し、写真に写っている男性たちは「ハマスのメンバーと、ハマスのメンバーとの疑いのある者たち」で、「爆発物を持っていないか確認するために服を着ないで」拘束されたと述べた。2023 年 12 月 8 日、イスラエル政府報道官エイロン・レヴィは CNN のインタビューで、イスラエル国防軍の地上作戦の対象となった地域住民は、近隣からの避難を命じられていたと述べた。「あの者たちは、1 カ月以上前に市民が避難したはずの地域で発見された、軍人の年齢層の男たちでした。そのことを忘れてはいけません」。
98. 委員会は、逮捕の際と拘留中に兵士によって撮影され、インターネットで拡散された性暴力やジェンダーに基づく暴力のうち、特に悪質な 3 つの事例を記録した。そのうちの 1 件は、男性被拘禁者た

ちに対するきわめて不当な取り扱いと虐待を撮影した映像である。この映像は、イスラエル兵士たちによって X とテレグラムに投稿された。委員会は、この映像の位置情報が西岸のヘブロンであること、2023年10月31日に撮影されたものであることを突き止めた。映像では、6人の男性が目隠しをされ、服を脱がされ、地面に横たわっている様子が映っている。うち2人は完全に裸で、性器が露出している。委員会は、男性たちが捕まった理由について相反する情報を記録した。イスラエル国防軍はハマス戦闘員だと主張し、他の情報源によれば、彼らはガザ出身の労働者だという。裸の男性のうち1人は意識不明か、死んでいるように見え、もう1人は地面に押し倒される前に苦痛のあまり叫んでいる。別の男性はズボンだけを身につけ手足を縛られているが、その顔を兵士が踏みつけているのが見える。それからその男性は足を引っ張られ、痛くて叫んでいる。メディアの報道によると、イスラエル国防軍は、兵士たちのふるまいは問題であり、軍の命令に沿ったものではないとし、本件は調査中であると述べた。委員会は、調査結果に関するいかなる情報も見つけることができなかった。

99. 2件目は、2023年12月24日、イスラエルの予備役兵士が自身のInstagramのアカウントに投稿した写真で、イスラエル兵士がパレスチナ人の前に立っているのが映っている。パレスチナ人は椅子に座り、黒いプラスチックの紐のようなもので両手を後ろ手に縛られている。服を脱がされ、黒いボクサーパンツだけをはき、右太ももの5センチほどの切り傷から出血している。委員会が動画の位置情報を特定したところ、地上侵攻の際にガザ市のリマル地区で撮影されたものであることが判明した。イスラエル国防軍は、映像に写っている男性に怪我はなかった、短時間の尋問を受けた後で釈放されたとの声明を出したと伝えられている。イスラエル国防軍はまた、写真は同部隊の命令と価値観に反して撮影され公開されたものであり、予備役の兵役は停止されたと述べた。

100. 夜間に撮影された3つ目のビデオでは、完全に裸で、裸足で、目隠しされた3人のパレスチナ人男性が、イスラエル国防軍の兵士たちに無理やりバスに押し込まれているのが映っている。1人のイスラエル国防軍兵士がアラビア語とヘブライ語で被拘禁者に悪態をつき、唾を吐くような音を立てながらこう言っているのが聞こえる。「この野郎」「娼婦の息子」「豚野郎」「妹のマンコ」「ヒモ野郎」。委員会は、この動画は西岸地区のオフエル刑務所で撮影され、パレスチナ人被拘禁者の移送を映している可能性が高いとみている。この動画は2023年11月13日、イスラエルのテレグラム・ニュース・チャンネル D4747 で初めて公開され、そのときの説明には「ガザ周辺地域での10月7日の大虐殺に参加したテロリストの移送のドキュメント」とあった。その後すぐこの動画は投稿され、「ヌクバ〔ハマス戦闘員を指す〕のナチ豚は裸でそのままシン・ベトの地下室に連行される」という説明がつけられていた。

101. 性暴力やジェンダーに基づく暴力を含め、イスラエル兵士たちによる違法行為の他の事例も、Xで広く拡散されている。2023年10月7日以降、兵士たちは、パレスチナ人が拘束されている間に虐待され、屈辱的な扱いを受けている動画をインターネットに投稿した。場合によっては、被害者は

完全に裸か、あるいは部分的に裸だった。

D. 地上作戦中に、検問所や避難の途中で性暴力が行われる

かれらは私たち全員に、男女を問わず、服を脱いで歩き続けるように、前だけを見て歩くようにと命じた。私は戦車の間を裸で、下着もつけずに歩いた。イスラエル兵士が私の顔に唾を吐いた。私は反応しないようにこらえた。反応したら、体内の骨という骨が折られるだろうとわかっていたからね。

ガザのサラ・アルディン通りを避難した男性

102. ガザ地区と西岸地区における地上作戦の間、検問所において、また避難の途中などで、イスラエル国防軍メンバーはパレスチナ人男性たちに性暴力をふるってきた。たとえば公の場で裸を強制する、衣服を脱ぐことを強制する、性的な屈辱や虐待やハラスメントを行う、などである。委員会は、これらの性暴力に関する証言、写真、動画などの証拠を収集し、保存した。これらの情報は、国連の複数の報告書や、国際機関およびパレスチナの市民団体による複数の報告書によって裏付けられた。このような状況ではパレスチナ人の男性たちおよび少年たちが過度に多くの被害を受け、犠牲になっているが、委員会は女性や少女たちが同様の扱いを受けている事例も記録した。
103. イスラエル政府は、「武装勢力には民間人の衣服の下に爆発物やその他の武器を隠すという戦術があり、地上部隊への差し迫った脅威とならないように、衣服を部分的に脱がせるなどして身体検査をする必要が生じる場合もある」と述べている。⁸⁵ 安全保障を理由としたストリップ・サーチ自体は違法ではないが、委員会が記録した状況や事例では、当初から報復や屈辱を与えたいという動機があったように思われる。また、安全保障上の理由がある場合でも、身体検査は容認できる基準で、威厳のあるやり方で行われてはいない。このように述べるのは、身体検査のプロセスで被害者が虐待を受けているという事実があるからである。たとえば身体的な虐待、暴言、写真撮影などがあり、女性が身体検査される際に男性兵士がその場にいたりしている。これらの例は、身体検査が安全保障上の理由から行われたものではないことを示している。
104. 委員会は、複数の男性被害者から不当な取り扱いについての証言を聞いている。被害者らは一部または全部の服を脱ぐよう強制され、検問所から検問所まで、長時間裸足で歩くことを強制されたりもしていた。また、脱衣を強制されている間に身体的、精神的虐待を受けたり、場合によっては非常に寒い時期に公の場で裸になることを強制されたりしていた。男性被害者たちは、このような扱いが彼らの尊厳とプライバシーを損ない、従属と屈辱を感じるものだったと委員会に説明した。

⁸⁵ <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadFile?gld=38810>

105. ある被害者は委員会に対し、2023年11月初旬、サラ・アルディン通りを避難中に、家族や他の避難民とともに不当な取り扱いと虐待を受け、公の場で裸になることを強制されたと証言した。被害者は、通りに沿って軍が駐留しており、多くの戦車と兵士が配置され、狙撃兵が建物の上にと述べた。被害者の証言では、女性も男性も少女も少年も、仮設の検問所で銃を突きつけられながら服を脱ぎ、服を丸めて、イスラエル国防軍メンバーに投げるように言われたという。そして身分証明書を高く掲げ、服を脱いだまま歩き続けるように言われた。イスラエル国防軍は、命令に従わない者は射殺すると言った。男性たちはまったくの裸で、女性たちは下着姿で歩いた。被害者は1人の兵士に脇に出なさいと言われ、3人の兵士が約30分間尋問している間、ずっと裸でいなくてはならなかった。尋問中には顔を平手打ちされ、殺すぞという脅しを受けた。
106. 委員会はまた、イスラエル国防軍が病院で作戦を行った際に、兵士たちが不当な取り扱いを行い、公の場で裸になることを強制したという目撃情報を複数の人から聞いた。ある女性は、2023年11月中旬、ガザ市のアル・シファ病院に息子を診てもらおうと来院していた際に、イスラエル軍の急襲を目撃した。40人ほどの兵士が病院に入ってきて敷地内を搜索したという。すべての成人男性と10代の少年たちが病院の外に連れ出され、皆の前で下着だけになるように言われた。彼女の証言によると、ある女性が兵士に対し、なぜ病院を包囲し、食料も水もない状態にするのかと尋ねたところ、兵士はこう答えたという。「我々に任せておこなら、お前たちは病院で餓死するだろう。アラブ人たちが助けてくれるだろうよ」。
107. 別の目撃者は、2023年12月12日、イスラエル国防軍がガザのナスル医療施設（ナスル病院）に侵入した際に、男性たちを不当に取り扱ったと語った。当時、目撃者とその家族を含む数百人の人々が、ナスル病院に避難していた。兵士たちは、男性たちに対し、下着姿になって壁に両手をつけて並ぶように言った。兵士たちは男性たちの身分証明書をチェックし、複数名を逮捕した。逮捕された人々は、連行される前に兵士たちの武器で殴られた。その際、兵士たちはアラビア語で話しかけ、男性たちを「動物」「牛」と呼んだ。また、兵士たちは男性たちをあざけり、マイクを使って「お前らの抵抗勢力は今どこにいる？」「お前らの犬の大統領はどこにいる？」などと脅し、嫌がらせをした。目撃者は、男性たちにも直接的に脅迫が向けられ、「お前らを犬のように撃ち殺してやる」などと言うのを聞いたという。
108. 委員会はまた、ガザでイスラエル国防軍が地上作戦中に、ジェンダーに基づく暴力を女性に対してふるっていたという事例を目撃して記録した人や、〈女性の人権〉の擁護者にも会った。これらの事例には、公の場での脱衣やペールを脱ぐことを強制されたり、侵襲的で屈辱的な身体検査がなされたり、そのような身体検査を拒否した女性への脅迫・暴言・身体的虐待などがあった。ガザ地区で女性への心理社会的支援を提供する団体で働いているある女性は、このようなことが女性の心理的幸福にどう影響するかを委員会に説明した。「ペールを脱げというイスラエル国防軍の命令に関して、女

性が選ぶのは屈辱か、死に至るかもしれない虐待か、そのいずれかです。ベールを脱ぐことを強制されるというのは、女性に深い心理的影響があります。そのトラウマは、これまでに経験したことのないような戦争での喪失感と悲しみによってさらに深刻化します」。男性被害者に恥をかかせるために彼の親族の女性に服を脱がせたと、男性被害者が報告している事例もある。

109. ある男性の目撃者は、サラ・アルディン通りを避難中に、女性たちに対して性的虐待とセクシュアル・ハラスメントがなされたと委員会に語った。この目撃者は、自分の親族の女性数人が強制的に服を脱がされ、下着姿にさせられ、髪を覆うベールもないのを見た。また、数人の女性が服を脱がされた状態で、兵士たちからセクシュアル・ハラスメントを受けているのを目撃した。この中には 17 歳くらいの少女もいた。兵士たちは、女性たちが強制的に服を脱がされても男性たちが介入できないのを嘲り、嫌がらせをした。この目撃者はまた、妊娠中の女性が虐待され、逮捕され、兵士たちに連行されていくのを目撃した。
110. この情報を裏付けるために、委員会は〈女性の人権〉擁護者に話を聞いた。この擁護者は、性暴力や虐待を受けた女性の証言を複数記録しており、その中には 2023 年 10 月 22 日から 12 月 28 日にかけて、女性たちが避難の際にサラ・アルディン通りの検問所で止められたという証言も入っていた。その証言によれば、脱いで下着だけにさせられ、公の場で、男性兵士たちの前でベールを脱ぐよう強制され、男性兵士たちに体を触られたという。服を脱ぐことを拒否したら侮辱され、脅され、殴られたと、女性たちが報告した事例は 3 つあった。
111. 公の場で裸にされた、ベールを脱がされた、性的虐待やセクシュアル・ハラスメントを受けたなどの同様の報告は、パレスチナ人女性の証言を集めてきた女性の権利に関わる各団体からも寄せられた。ある女性は、ガザでの地上戦のさなか、辱めるために裸にされたコミュニティの男性たちと一緒に動画を撮られたと報告したという。兵士は彼女にその動画を見せ、インターネットで拡散してやる、コミュニティの人々はお前を恥だと非難するだろうと脅した。彼女はお腹を殴られ、帝王切開を受けたばかりだったため、深刻な合併症に苦しんだと報告されている。別の事例では、ガザの女性が複数の男性兵士に自宅で尋問され、殴られ、体を触られたとの報告がある。彼女はレイプすると脅され、ある兵士からは彼女がまだ処女かどうか確認してやろうと脅された。別の事例では、ガザの女性が、屋外で、男性兵士の前で服を脱ぐよう強制されたと報告されている。拒めば子供たちの命が危うかった。女性は屈辱のあまり大声で泣いたという。
112. 委員会はまた、少女に対する性暴力や、性暴力の脅迫に関する情報も受け取った。ある事例では、14 歳の少女が学校に行く途中でバブ・アル・ザヘラ警察署の前を通りかかった際に、身体検査を受け、性暴力を受けたと報告されている。1 人の兵士が彼女に止まるよう命じ、バッグの中身を地面に投げつけ、カメラのない近くの場所まで彼女を引きずった。2 人の兵士が彼女の胸、首、腰を触った

という。少女が身体検査は女性兵士に行ってほしいと頼んだところ、兵士の1人に平手打ちされ、さらに性的な発言をされ、「お前たちは人殺しだ」と言われた。また、ヘブロンHebronの自宅近くで兵士に拘束された妊娠中の女性は、複数の男性兵士から「レイプするぞ」と脅され、脅迫はその場にいた3歳と4歳の娘にも向けられたという。

113. 委員会はまた、女性たちが幼い子どもを連れて避難する際、兵士から身体検査をされ、ハラスメントをされ、脅迫されたという報告も受けた。ある事例では、2023年11月初旬、ある女性が3人の娘を連れてサラ・アルディン通りSara Al-Dinを避難していたところ、彼女たちのほうに向かって銃が撃たれ、8歳の娘の足に銃弾が当たりそうになったという。別の事例では、学校から避難してきた女性が、サラ・アルディン通りの検問所でイスラエル国防軍に殴られ、命令に従わないなら殺す、子どもたちを撃つと脅されたと報告した。兵士たちは彼女に丘の向こうに行くよう命じ、子どもたちは彼女と引き離されてそのまま歩かされた。女性は外でストリップ・サーチをされ、銃口を向けられ、男性兵士たちの前でベールを含むすべての衣服を脱ぐよう命じられた。検査中に銃声が聞こえ、兵士が子供たちを殺したと思ったという。彼女は1日半、検問所に留め置かれ、子どもたちの居場所も生死もわからなかった。別の女性は、サラ・アルディン通りの検問所を通過しようとしていたときに、他の人たちと一緒に兵士たちに呼び止められたと語った。男性たちは下着姿にさせられ、目隠しをされ、手足を縛られた。兵士たちは女性たちに服を脱ぐよう命じた。ある女性が拒否すると、兵士たちは彼女を脅し、侮辱し、殴った。彼女は泣きながら服を脱ぎ、ベールを脱いだ。

114. 委員会はまた、女性の権利に取り組む複数の団体から、女性たちが避難中にイスラエル国防軍の兵士に金品を奪われたという報告も受けている。委員会がインタビューした目撃者たちも同様の情報を提供している。

E. 拘留中の性暴力、リプロダクティブ・バイオレンス、およびその他のジェンダーに基づく暴力

私は完全に裸で、床に横たわっていた。兵士たちはイスラエル国旗にキスするよう要求したが、拒否したので私はひどく殴られ、性器を蹴られた。その結果、嘔吐した。痛みに苦しみ、睾丸は殴られて腫れ上がり、あざができた。少し意識を失って再び目を覚ますと、かれらはまだ私を殴っていた。

イスラエルのネゲブ刑務所に収容された男性被拘禁者

115. 2023年10月7日から2024年7月までの間に、イスラエルはガザと東エルサレムを含む西岸で14,000人以上のパレスチナ人を逮捕した。人権団体によると、2024年10月までに、東エルサレ

ムを含む西岸地区で 420 人以上のパレスチナ人女性がイスラエル当局に逮捕され、2 人の未成年者を含む約 100 人の女性が今もイスラエルに拘束されている。多くは逮捕の理由を知らされていなかった。釈放された被拘禁者は、ハマスとの関係など、戦争行為への関与の可能性や、イスラエルの人質の所在について尋問されていると報告した。西岸地区の〈女性の人権〉擁護者たち、ジャーナリストたち、政治家たちも、「テロ扇動」の容疑で逮捕され、拘留された。

116. 委員会は、10 以上の軍事施設および〈イスラエル刑務所サービス〉施設における、男女の被拘禁者への性暴力とジェンダーに基づく暴力の事例を記録した。中でも男性被拘禁者についてはネゲブ刑務所とステ・テイマン収容所、女性被拘禁者についてはダモン刑務所とハシャロン刑務所での事例を取り上げている。性暴力は、逮捕された瞬間に始まり、尋問や身体検査を含む拘禁期間中を通してずっと、懲罰や脅迫の手段として使われた。委員会が記録した性暴力行為は、パレスチナ人に対する極度の憎悪と、かれらを非人間化し罰したいという願望が動機となっているようだ。拘束中の性暴力・リプロダクティブ・バイオレンスについては、人権高等弁務官事務所、ベツェレム (B'Tselem)、アダメール (Addameer)、アムネスティ、ヘルスケア・ワーカーズ・ウォッチも報告している。⁸⁶
117. 委員会は、裸の強制が、兵士たちおよび他の被拘禁者たちの前で被害者の品位を傷つけ辱めることを目的として、男性被拘禁者に対して繰り返し行われていることを知った。たとえば繰り返しストリップ・サーチを行う、被拘禁者を裸にして尋問する、被拘禁者を裸の状態あるいは脱がせた状態にして特定の動きをさせ、場合によってはその様子を撮影する、被拘禁者を裸で移送して性的中傷を浴びせる、裸の被拘禁者を混雑した独房に無理やり一緒に入れる、衣服を脱がせ目隠しをした被拘禁者を後ろ手に縛って地面にしゃがませるなどである。委員会は、戦車の中で裸にされ、イスラエル国防軍の兵士たちに 30 分以上尋問された男性に話を聞いた。尋問で、彼は家族とパレスチナ武装集団との関連について訊かれたという。彼は殺すぞという脅迫を受け、尋問中に 2 度平手打ちを受けた。
118. 男性被拘禁者たちは、裸のときに、イスラエル国防軍メンバーからしばしば性器を殴られたり、蹴られたり、引っ張られたり、掴まれたりしたと報告した。委員会は、そのような事例を 4 件確認した。イスラエル国防軍メンバーが金属探知機や警棒のようなものを使って、被拘禁者が裸のときに殴るという事例もあった。ネゲブ刑務所に収容されていたある被拘禁者は、2023 年 11 月、イスラエル刑務所サービスのケテル部隊のメンバーたちが彼に裸になるよう強制し、イスラエル国旗にキスするよう命じたと述べた。拒否すると殴られ、性器を激しく蹴られたため、嘔吐して意識を失ったという。メギド刑務所から釈放された別の被拘禁者は、委員会にこう語った。「私は頭を下げてひざまず

⁸⁶ https://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202408_welcome_to_hell_eng.pdf;
<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/countries/opt/20240731-Thematic-report-Detention-context-Gaza-hostilities.pdf>;
<https://www.amnesty.org/en/latest/news/2024/07/israel-must-end-mass-incommunicado-detention-and-torture-of-palestinians-from-gaza/>

き、後ろ手に縛られていました。顔と性器を含め、体のありとあらゆる部分を殴られ、蹴られました。死ぬかと思いました」。性器を標的にした暴力に関する同様の証言が、ベツェレム (B'Tselem) とヘルスケア・ワーカーズ・ウォッチによって報告されている。⁸⁷

119. 委員会は、電気プローブを使って肛門に火傷を負わせたり、指、棒、ほうき、野菜などの物体を肛門や直腸に挿入したりするなど、男性被拘禁者に対するレイプや性的暴行の事例を記録した。スデ・テイマンに拘禁されていたある被害者は、きわめて不当な取り扱いについて委員会に語った。彼は足のつま先だけが椅子に触れるように天井から吊るされ、何時間も道具を使って殴られた。虐待の最中、金属製の道具が繰り返しペニスに挿入され、ペニスからは出血が始まり、彼は失神した。被害者は委員会に語った。「かれらは私を取り調べ室に入れ、後ろに回した両腕を使って私を吊るしました。つま先はほとんど床につきませんでした。男の看守が私のペニスに金属の棒を何度か、合計 20 回ほど挿入しました。私は出血し始めました。苦痛も耐え難いものでしたが、屈辱はもっとひどいものでした」。

120. 委員会が記録した少なくとも 2 つの事例で、被害者はレイプによる傷のために、治療ないし手術、あるいはその両方を必要とした。ある事例では、拘禁中のパレスチナ人男性が、オーフェル刑務所からスデ・テイマン収容所に移送された後でレイプされた。イスラエル軍法会議に提出された起訴状によると、この男性は、第 100 部隊の予備兵である 5 人の兵士から、スデ・テイマンで身体検査中に身体的虐待を受けた。チームの指揮官を含む男たちは、被害者を蹴り、警棒で殴り、頭にスタンガンを当てた。また、暴行中に警棒は口にも挿入され、被害者を威嚇するために犬が使われた。この暴行の結果、被害者の肋骨数本が折れ、肺に穴が開いた。また被害者は尖ったもので直腸を刺された。暴行により被害者の直腸は裂傷し、直腸の手術が必要となった。暴行後、被害者は重症だったのでストーマ装具をつける必要が生じた。加害者たちの動画は兵士によって撮影された。

121. 委員会は、ガザ市のアル・シファ病院の整形外科部長であったアドナン・アル・ブルシュ医師がイスラエルに拘束されて死亡する前に、イスラエルの刑務所で性暴力をふるわれていたという報告を受けた。アル・ブルシュは 2023 年 12 月、イスラエル国防軍によるアル・アウダ病院包囲中に逮捕された。アル・ブルシュはイスラエルの刑務所で 4 カ月間服役した後、4 月にオーフェル刑務所で死亡した。死因は拘束中に受けた不当な取り扱いによるものと考えられている。ある釈放された被拘禁者は、委員会に対し、2023 年 12 月にスデ・テイマンでアル・ブルシュを見たが、彼は打撲傷を負い、胸の痛みを訴えていたと語った。また、委員会は、オーフェル刑務所でアル・ブルシュが死亡する直前に、彼の姿を目撃したという報告も受けている。その目撃者によると、アル・ブルシュは暴行を

⁸⁷ https://www.btselem.org/sites/default/files/publications/202408_welcome_to_hell_eng.pdf;
https://healthcareworkerswatch.org/wp-content/uploads/2024/10/HWW-report- The-killing-detention-and-torture-of-HCWs-in-Gaza_October-72024_Final.pdf

受け、下半身を裸にされていたという。アル・ブルシュの遺体は、イスラエル当局がいまだ隠匿している。委員会の知る限り、遺体への独立した法医学的解剖は行われていない。

122. 委員会は、被拘禁者たちが日常的に性的虐待やハラスメントを受け、性的暴行やレイプの脅迫が被拘禁者やその家族の中の女性に向けられていたと断定している。委員会は、被拘禁者たちが服を脱ぐことを強制され、互いの上に寝かされ、暴言を浴びせられ、母親を呪うことを強制されたという情報を得た。ある被拘禁者は、他の被拘禁者の前で、肛門にニンジンを挿入されそうになり、レイプ未遂の被害に遭った。スデ・テイマンに収容された別の被拘禁者は、女性兵士たちが彼や他の者に羊のような声を出させ、ハマスの指導者と預言者ムハンマドを呪い、「私は娼婦です」と言わせたと報告した。被拘禁者たちは従わなければ殴られた。別の事例では、1人の兵士がズボン脱いで被拘禁者の顔に股間を押しつけ、「お前は俺の女だ。俺のペニスをしゃぶれ」と言ったという。

123. 委員会は、被拘禁者がイスラエル国防軍メンバーによって尋問されている動画を何本か確認した。レイプやその他の重大犯罪を目撃した、自分が行ったと自白する際に、被拘禁者たちはきわめて脆弱な立場に置かれ、完全に服従させられていた。被拘禁者たちの名前や顔もさらされていた。委員会は、純粋にプロパガンダを目的としたこのような動画を流通させるのは、適正な手続きと公正な裁判の保障に対する違反であると考え、動画に映し出された自白が明らかに強制的な状況でなされたものであることを考慮し、委員会はこのような自白を、自白した犯罪の証拠とは認めない。

124. 女性被拘禁者も、軍用施設やイスラエル刑務所サービス施設で性的暴行やハラスメントを受け、殺すぞと脅迫を受けた。性的暴行やハラスメントには、女性の性器を蹴る、胸に触る、キスしようとする、レイプすると脅す、などがあった。委員会のインタビューに応じたある女性被拘禁者は、ある兵士が、彼女を集団レイプし、殺し、子供たちを焼いてやると脅したと語った。その兵士は彼女に尋ねた。「どうやってレイプされるのがいいんだ？ 一人ずつか、それとも全員で？」被害者は、レイプの脅迫を弁護士に相談したが、その後、弁護士との面会も拒否された。委員会に報告された別の事例では、ハシャロン刑務所に拘留されていた女性が、夫の前で性的暴行の脅迫を受けた。ある兵士がズボンのチャックを下ろし、女性を自分の膝の上に座らせると脅し、別の兵士が女性の胸についてコメントしたという。その女性は、拘束の2カ月前に出産していたが、兵士たちによって顔に唾を吐きかけられ、失神するまで何度も殴られたと報告されている。

125. 女性の被拘禁者たちは、取調べの前にも後にも、繰り返し、長時間、侵襲的なストリップ・サーチを受けたとの報告がある。ある女性は、4日間の勾留中、3時間ごとに独房内でストリップ・サーチを受け、看守たちは、彼女が生理中であるにもかかわらず、すべての衣服を脱ぐよう強制したという。女性たちは、男性兵士と女性兵士の前で、ベールを含むすべての衣服を脱ぐことを強制された。彼女たちは殴られ、ハラスメントを受けながら、「ブス」と罵られ、「ビッチ」や「娼婦」などの性的

な罵倒を受けた。ある被害者は委員会に対し、自分と仲間の被拘禁者が受けた屈辱について述べた。「かれらは私たちの服を脱がせ、笑いものにした。月経の血で汚れた服を着ていた人もいたし、シャワーを浴びることを許されていなかったのも臭いがしていた人もいた。太っている被拘禁者も笑いものにされた。私たちは侮辱され、屈辱を受けたと感じた」。アムネスティ・インターナショナルはまた、デモン刑務所で、ある女性被拘禁者が暴力的なストリップ・サーチを受けたことについても報告している。看守らが大きなナイフを使って、彼女の着ていた服を引き裂いたという。

126. 委員会は、パレスチナ自治政府および複数の市民団体から、複数名の女性被拘禁者がレイプされたという報告を受けたが、その情報を確認することはできなかった。このうち3件のレイプでは、被拘禁者の膣あるいは直腸に異物が挿入されたとの報告がある。

127. 2023年10月16日、イタマル・ベン-グヴィル国家安全保障大臣は、イスラエル刑務所サービス施設における大幅な追加制限を命じた。⁸⁸ 女性被拘禁者は、イスラエル刑務所サービス施設において男性被拘禁者と同じ制限を受けており、不十分で不適切な食事と水、不衛生な状況によって、いくつかの特定の形で影響を受けている。委員会は、生殖に関するダメージが拘禁中に生じていることについても具体的に記録した。イスラエル刑務所サービス施設に収容された妊娠中の女性は、十分な食事や適切な食事を与えられず、医療ケアも拒否された。何人かの女性はトイレを使いたいと言ったにもかかわらず許可されなかったこと、長時間手錠をかけられていたため、トイレを使うために他の被拘禁者の助けが必要だったことを報告した。女性被拘禁者は、月経用ナプキンの入手が制限されているか、拒否されていた。衛生施設が不足しているために、尿路感染症に苦しむ女性もいたと報告されている。

VII. 入植者やその他の民間人による性暴力・ジェンダーに基づく暴力

いつか刑務所でお前と一緒に座れたらうれしい。スデ・テイマンを知っているか？ 神様のためのレイプ、だったかな。俺の言っている意味はわかるだろうな。

あるイスラエル人入植者によるパレスチナ人男性への脅迫

128. 委員会は、2023年10月7日直後から今日に至るまで、西岸のパレスチナ人入植者による攻撃が急増するのを見てきた。これにはいくつかの展開が寄与していると推測される。数千人の入植者がイスラエル国防軍の予備役に入隊したこと、西岸を拠点とする特殊大隊での正規兵役のために入植者たちが武装化され動員されていること、入植地でさらに準軍事民兵組織が設立され戦闘準備がなされ

⁸⁸ 当委員会は2024年10月に、これらの状況について総会に報告した (A/79/232 参照)。

ていること、イタマル・ベン-グヴィル国家安全保障大臣が銃ライセンス規制を緩和したことなどである。⁸⁹ 2023年10月7日以降の入植者による暴力の増加によって、パレスチナ人コミュニティ全体が大規模な移住を強いられ、土地が奪われてきた。

129. 委員会は、性的虐待やハラスメントを伴う入植者の攻撃が増えている、その中には入植者とイスラエル国防軍が協力しているものもあるとの報告を複数受けている。委員会が記録したそのような事例の1つでは、10人から15人ほどのイスラエル人男性のグループが、2023年10月中旬、西岸のベドウィンの村に民間の数台の車に乗ってやってきた。その中には、完全に軍服を着込んでいる者、軍服を着てスポーツシューズを履いている者、私服を着てライフルを所持している者がいた。委員会は、この集団は入植者とイスラエル国防軍メンバーで構成され、何人かは予備兵であったかもしれないとみている。この日、同集団は村にいる間に、パレスチナ人男性3人を襲撃した。うち2人はベドウィン・コミュニティ保護のために村を訪れていた人権擁護者で、その後、もう1人の男性が襲われた。委員会は、襲撃者のうち2名の名前を入手し、その2名が近隣の入植地の入植者であることを確認した。

130. 襲撃の初期段階で、同集団は人権擁護者2人を羊の放牧場の囲いの中に約9時間拘束した。犯人たちはまた、この2人の車、金品、携帯電話を強奪した。正午になる頃、さらに40人ほどの入植者とイスラエル国防軍メンバーが集団に加わり、ベドウィン村からもう1人のパレスチナ人男性を連れてきて拘束した。そして、3人のパレスチナ人に対して地面に伏せるよう命じ、「ここにアラブ人は残らない」「残りのアラブ人をヨルダンに送ってやる」と言いながら殴打し、殺害すると脅迫した。その日2回、複数のイスラエル行政官と1人の警察官を含むイスラエル民間当局が現場に来たが、介入せず、すぐに立ち去った。

131. 拘束された3人のパレスチナ人男性は、全員、このつらい体験の間に肉体的・精神的虐待を受けた。人権擁護者の一人は、軍服を着た男にライフルで頭を殴られ、ひどく出血した。被害者が頭を持ち上げて顔についた血を拭おうとすると、犯人は頭を踏みつけ、顔に泥を塗りつけた。この軍服を着た男はナイフで被害者の服を引き裂き、下着姿にした。そして破いた服の切れ端で目隠しをした。被害者の頭に足を乗せ、地面に顔を何度も押しつけ、地面には藁や羊の餌の残りがあったため、「食べ、食べ」と言った。被害者がこの軍服の男に心臓手術を受けていることを告げると、軍服の男は被害者の胸を蹴り、「死ね、死ね」と言った。男はそれから被害者の背中に飛び乗った。被害者が「水をくれ」と言うと、軍服の男は「水をやる」と言って小便をかけた。その後、下着の上から棒を被害者の肛門付近に差し入れ、直腸に2回挿入しようとしたが、被害者は男から離れてそれを防いだ。被害者によると、軍服の男たちはもう1人の人権擁護者を殴り、彼の体の4カ所にタバコの火を押し付け

⁸⁹ A/HRC/56/CRP.4、パラグラフ 353 および 504。

た。

132. 委員会は、入植者のソーシャル・メディアのアカウントに投稿された、1枚の写真を確認した。2人の人権擁護者が下着姿にされ、地面に座り、後ろ手に縛られ、目隠しをされている。ベドウィン村の男性は地面に横たわり、後ろ手に縛られている。メディア各社が公開した他の写真は人権擁護者のうち1人の写真で、殴られた結果、背中と腕の複数箇所ひどい打撲痕がある。被害者たちは襲撃を受けた後、医療支援を必要とした。
133. パレスチナ人たちは、西岸地区の入植者たちがかれらを襲い、レイプすると脅迫すると報告している。このような経験は、被害者の精神衛生と安心感に深い衝撃を与えている。ある男性被害者は、セクシュアル・ハラスメントを受けるくらいなら肉体的虐待のほうがマシだったと委員会に語った。「とても難しい経験だった。すごく腹が立ったけれど、応じたら危害が加えられるとわかっていたので、沈黙を選んだ。スデ・テイマンのことも、かれらがスデ・テイマンでパレスチナ人被拘禁者に何をしていたのかも知っていた」。
134. 西岸地区のあるパレスチナ人男性は、2024年8月初旬、イスラエル人入植者にレイプすると脅された。棍棒で武装した覆面の入植者集団が被害者の家にやってきて、彼の家族に嫌がらせをし、家と土地を乗っ取ると脅した際のことだった。入植者の1人が、スデ・テイマン収容所でパレスチナ人被拘禁者への性的暴行事件があったことに言及し（「不処罰と責任追及」パラグラフ154-156を参照）、被害者に「お前は俺の女だ」と言い、こう続けた。「いつか刑務所でお前と一緒に座れたらうれしい。スデ・テイマンを知っているか？ 神様のためのレイプ、だったかな。俺の言っている意味はわかるだろうな」。住民たちと活動家たちは警察に通報したが、委員会が得た情報によると、警察は現場に来なかった。
135. 委員会はまた、パレスチナ人女性を標的にした、入植者によるセクシュアル・ハラスメントの報告も受けている。1件は、2024年4月に、イスラエル国防軍メンバー1名と入植者1名が、パレスチナ人女性に対してレイプすると脅迫したものである。その女性はナブルス州南部の自宅に戻る途中、近隣の兵士に呼び止められた。そこは入植者たちに囲まれた地域で、その兵士は彼女に、戻れば殺されると言った。兵士と話しているとき、女性は入植者に肩を殴られた。兵士は仲裁に入らなかった。兵士は彼女を掴んで顔を揺さぶり、出て行けと言った。その入植者も兵士も、レイプすると彼女を脅し、出て行かなければ「ファックしてやる」と言った。その女性は帰宅するのに恐怖を感じた。事件以来、家族から行動を制限されている。
136. 委員会はまた、2024年8月にベツレヘムにて、入植者が15歳の少年2人に身体的暴行と性暴力をふるったとの情報を得た。少年たちは牛の放牧中に、ナイフを持った入植者集団に襲われた。2

人の少年は入植者たちに殴られ、目隠しをされ、裸にされた。また、入植者の1人が少年たちの1人に放尿した。少年たちは襲撃を受けながらひどく殴られ、1人は足を骨折した。暴行後、少年たちは治療のために近くの病院に運ばれた。

137. 委員会はまた、イスラエルで、イスラエル民間人がパレスチナ人男性に性暴力をふるう事例も記録した。委員会は、10月7日の攻撃後、イスラエルで民間人がパレスチナ人男性2人の遺体を冒瀆しているデジタル映像を収集し、検証した。1本の動画と1枚の写真が2023年10月8日にテレグラムで公開され、それらにはパレスチナ人男性2人の遺体が映っていた。頭部は布切れで覆われ、かたわらにはパレスチナ武装集団の軍服らしきものが置かれている。それから私服姿の男性2人が、男性たちの遺体に放尿し、そのうちの1人が遺体の1つの腹を何度も蹴り、3人目の男性が遺体の1つの頭部を蹴っているのが映る。また、民間人男性1人が、地面に横たわる2人の男性たちの頭の上に立って、写真の中でポーズをとっている。委員会は、この写真の位置情報をイスラエルのある場所だと確かめ、民間人男性たちは遺体を虐待しながらヘブライ語で話し、ハマス戦闘員の遺体だと言いながら遺体に放尿するよう互いに促していることに注目している。また、「ふしだらな女」「娼婦」といったジェンダー的、性的な侮辱や、遺体を「モハメッド」と呼ぶといった人種差別的で、おそらくは宗教的でもある中傷を行っていることにも、委員会は注目している。

VIII. 強制退去へのジェンダーの影響

避難所として学校が使われましたが、そういう目的のために整えられてはいませんでした。たとえば、電気も発電機もなかったので、女性たちは薪や紙を集めて燃料にして、パンを焼いたり洗濯物を乾かしたりしなくてはなりません。私は当時妊娠中で、病院に行く手段がありませんでした。夫はネットの動画を見て、赤ん坊をどうやって取り上げたらいいのかを学んでいました。

強制退去させられた女性、ハーン・ユニスにて

138. イスラエル国防軍は、2023年10月7日以降、ガザ地区の一定の地域に住む人々に避難命令と移動指示を複数回出した。2024年末までに、ガザの86%で避難命令が出された。委員会は、人々が避難の途中でも、そしていわゆる「安全地帯」においても攻撃されたため、実際には避難が実行不可能だったと承知している。妊娠中の女性、高齢の女性、出産前後の女性、障害のある女性や少女など、さまざまな理由で避難できない、あるいはどうしても避難しない人々には、何の区別も例外もなかった。イスラエル国防軍は、避難できない人たちや、避難中に困難に直面した人たちに支援を提供しなかった。

139. 委員会は、女性を含む何人かの人と話をした。彼女たちは、交通手段がないために何時間も歩かなければならないなど、避難中の困難について語った。妊娠中の女性は、産後の女性や幼い子どもを連れた女性と同様、支援がないためにより大きな問題に直面した。イスラエル国防軍の検問所は、しばしば避難を遅らせ、より面倒にした。こうした検問所は、避難者を選別し、成人男性や10代の男性を拘束し、避難する群衆の中にパレスチナ人戦闘員やイスラエルの人質がないかを調べるために設置された。委員会はまた、このような状況において妊娠した女性が逮捕されているという報告も受けた。複数名が、避難する際に攻撃され、性暴力やジェンダーに基づく暴力を受けたと語った（「地上作戦中に、検問所や避難の途中で性暴力が行われる」パラグラフ102-114を参照）。

140. 委員会は、女性たちは家族のケア役割や世話役割というジェンダー役割を社会的に割り振られていることから、強制退去の際に、特に影響を受けることに注目している。女性は、子ども、障害や病気を持つ家族、避難できない高齢の家族の主な介護者であるため、他の人が避難してもそこに残る可能性が高い。さらに、インフラが崩壊したこと、基本的な生活必需品が不足していること、生活空間が混雑していることから、家族が避難したときに女性や少女のケア責任は増大し、その結果、家事に日々費やされる時間が大幅に増加する。また、女性が中心的な家庭管理者であることから、ガザのほとんどのパレスチナ人が経験している複数回の強制退去のために、家族が避難する先々で、女性たちは家庭らしきものを再構築しなくてはならない。多くの場合、過去14ヶ月にうちに10回以上、そうしなければならなかった。

141. 2025年1月現在、ガザでは人口の約90%が域内避難民となっており、このことが力関係やジェンダー関係に深刻な影響を与えている。耐えがたい生活環境と過密状態が、特に女性と少女にストレスと不安をもたらしている。国連人道問題調整事務所（OCHA）は2024年12月、ガザの域内避難民の避難所における1人あたりの平均面積は1.5平方メートルであると報告した（OCHAによると、許容しうる緊急時の最低指標は1人あたり3.5平方メートルである）。⁹⁰ さらに、家屋を失ったり、主要な稼ぎ手などの家族を失ったり、コミュニティのメンバーを失ったりすると、家族構成にも変化がもたらされ、それがジェンダー関係、ジェンダー役割、ジェンダー力学にも影響する。UNウィメンも、こうした力学が人道危機や食料・安全な住居・プライバシー・教育機会の欠如と組み合わせると、家族が早期結婚のような有害な対処メカニズムに頼るのではないかと女性たちが恐れるようになっていると強調している。⁹¹ 一方、親密なパートナーからの暴力を含め、ジェンダーに基づく暴力は、ガザの多くの女性にとって依然として脅威である。そのリスクは悪化している。暴力のサイバーが自由に移動できず、プライバシーがなく、さまざまな資源がなく、シェルターやホットラインのような既存の援助団体が機能停止しているためである。

⁹⁰ <https://www.ochaopt.org/content/reported-impact-snapshot-gaza-strip-17-december-2024>

⁹¹ [https://www.unwomen.org/sites/default/files/2024-](https://www.unwomen.org/sites/default/files/2024-01/Gender%20Alert%20The%20Gendered%20Impact%20of%20the%20Crisis%20in%20Gaza.pdf)

[01/Gender%20Alert%20The%20Gendered%20Impact%20of%20the%20Crisis%20in%20Gaza.pdf](https://www.unwomen.org/sites/default/files/2024-01/Gender%20Alert%20The%20Gendered%20Impact%20of%20the%20Crisis%20in%20Gaza.pdf)

142. 女性たちは委員会に対し、強制避難による苦しみや、子どもと離れているのに限られたコミュニケーション手段しかない苦しみについて語った——時折とても幼い子どもと離れて暮らさねばならない場合もあった。また、多くの女性が夫と離ればなれになったり、夫に死なれて寡婦になったりして家庭内の力関係に変化が生じ、主な稼ぎ手になるなど、伝統的に男性が担ってきた役割に就かざるを得なくなってもいる。ある女性は委員会に対し、この状況の困難について説明し、4人の子どもたちを自分ひとりでどうやって養っていけるだろうという不安を強調した。「子どもたちには私しかいなくて、私は苦しい立場にいます。どうやって子どもたちを養っていけばいいのでしょうか。家は破壊され、強制退去させられました。何もかも私から奪われました」。

143. 2023年10月以降、ガザでは約12,000人の女性が寡婦となった。寡婦となった女性は、子の親権、子の後見人となる権利、亡くなった配偶者の遺産を管理する権利を得るための保護がない。ガザでは女性が世帯主の家庭の女性たちは、社会的セーフティ・ネットを得る資格があるが、攻撃が続いているため、このような支援はごくわずかか、利用できない。寡婦となったある女性は、2009年にガザで攻撃が激化したときに夫を亡くして以来、家族を養ってきたと委員会に語った。彼女は、当局から援助を受けていたが、戦争のためにその援助は現在止まっており、たとえ援助を受けたとしても、自分には家計を管理できないと語った。「夫は2009年の戦争で亡くなりました。私だけで子どもたちを育てるのは簡単ではありませんでした。私だけで、5人の子どもたちに食べさせ、服を着せてやってきたんです。この戦争で息子を1人亡くしました。悲しみでいっぱい、失った息子のことを考えて毎日泣いています。子どもたちと一緒に安全な場所にいられたらと願うばかりです」。

144. 長引く紛争と強制退去は、既存の構造的なジェンダー差別を悪化させるため、その衝撃は男女で異なる。ガザの女性たちは、彼女たちの行為者としての力（エージェンシー）が家族内の男性のコントロールによって制限されてしまうと委員会に語った。ある女性は、家族と一緒に強制退去させられたとき、1つの部屋を複数の家族と共有しなければならなかった。父親は、他の男性がいるため、彼女にいつも礼拝着でいるよう、そして避難している建物から出ないよう求めたという。また、別の女性は委員会にこう語った。「私は戦前、エンジニアとして働いており、自由がたくさんありました。戦争はそれを変え、突然、女の人たちは家の中にいなければならなくなりました。必要なものは父や兄弟に買ってきてもらわなければなりません。月経のときは月経ナプキンを買ってきてもらわないといけないのがとても恥ずかしかった。この心理的効果はかなりのものでした」。

145. 紛争を通じて、女性や少女は、生活空間を家族以外の男性と共有しているため、常にベールなし礼拝着を着用することを余儀なくされてきた。ある女性は委員会に対し、男女混合スペースのため、女性たちは昼夜を問わず、24時間、ベールをかぶっていなければならず、これが女性たちにとって現実的な悩みになっていると語った。その女性は委員会にこう語った。「私たちは1日24時間、ベールをかぶっていなければなりません。従兄弟も含めて17人が1つの部屋にいたので、父は

私と妹に、常にベールをかぶっているように言いました。また、空爆のために突然家を出なければならぬ可能性もありました。私たちは常に逃げる準備をしていました」。

146. 委員会は、女性や 10 代の少女が 1 日 24 時間、覆いをしたままにしているという情報を得た。そうすれば、殺されたとき、覆いをした状態でいられるからである。ガザで女性の心理社会的支援を行っている団体で働く女性は、女性と少女は常に覆いをした状態にいると述べた。「ガザの女性はすべてを失いました。家族も、家も、学校も失いました。少なくとも彼女たちは自分の体をコントロールして、死んだときに尊厳を保ちたいのです」。

IX. 不処罰と責任追及

147. 委員会は、イスラエルは加害者の責任を追及するための意味のある努力を何もしていないと指摘する。イスラエル当局が性暴力行為を防止ないし阻止するため、あるいは加害者を特定し処罰するための有効な措置をとったという証拠を、委員会は何 1 つ目にしていない——イスラエル兵士によるガザでの犯罪についての目撃証言やデジタル証拠は数多くあるにもかかわらず。2025 年 1 月 15 日、委員会はイスラエルに、2023 年 10 月 7 日以降のイスラエル国防軍メンバーによるイスラエル内での拘禁中の性暴力とガザ内での事件、特にパラグラフ 95、96、97、133 で述べた事件について、進行中の調査と責任追及の取り組みの情報を提供するよう求めた。しかしながら、委員会による情報提供要請にイスラエルは回答していない。
148. 委員会は目撃者たちに話を聞き、兵士自身が撮影した写真や動画など、ソーシャルメディアでの投稿を確認した。これらの投稿は、インターネットで広く拡散され、兵士たちはしばしば実名を使っていた——委員会はこれらを収集して保存した。委員会は、イスラエル国防軍には明らかな不処罰の文化があり、兵士たちは、自分たちがなした犯罪について責任を追及されることはないと信じていると判断する。これはつまり、文人のトップと軍のトップが、これらの犯罪を犯す兵士たちを暗黙のうちに、言葉に出さずに奨励しているということである。
149. 委員会は、イスラエル国防軍が 2024 年 2 月に、兵士たちが自身の不正行為を記録しているという広範な疑惑を受け、復讐行為をしないよう、復讐の動画を撮影しないよう兵士たちに指示を与えたという報道を承知している。しかしそのような報道が正確であったとしても、委員会は、これらの措置では不十分であると考えている。

150. イスラエルの取り組みは、インターネット上に動画や写真を投稿した加害者の責任を追及するのではなく、兵士に写真や動画を公開しないよう指導することに重点を置くものだった。イスラエル内のメディアに対しても、写真や動画に映っている兵士の顔をぼかすように指示した。これは加害が疑われる者の身元がわからないようにして、捜査から守るための行為と考えられる。
151. 委員会は、集団逮捕や、公の場で強制した脱衣を写真や動画に撮影した複数の事例を検証したが、イスラエル国防軍は、これらの手続きを採用することについて、容認しうる理由をいかなる形でも示していない（「逮捕時に、男性や少年への性暴力行為の動画や写真を撮影する」の項、パラグラフ 94 と 97 を参照）。イスラエル国防軍は 2023 年 12 月に、これらの行為は「イスラエル国防軍の価値観に沿うものではなく、命令と懲戒処分が下される」と述べているが、⁹² この屈辱的で卑劣な扱いは、ガザ地区での軍事作戦の間、組織的に続けられており、何百人もの男性に影響を及ぼしている。委員会は、2024 年 10 月と 11 月にも同様のパターンを記録し、イスラエル国防軍が公の場でパレスチナ人に裸を強制して撮影し、その写真を拡散し続けたことを確認した。委員会が記録した事件は、カマル・アドワン病院を含むガザ北部で発生した。
152. 委員会は性暴力の事例 2 つに特に注目する。6 人の被拘禁者がきわめて不当な取り扱いと虐待を受けた事例と、被拘禁者らが裸にされ、目隠しされて移送された事例である（「逮捕時に、男性や少年への性暴力行為の動画や写真を撮影する」の項、パラグラフ 98 と 100 を参照）。これらの事例は兵士たちによって撮影された。イスラエル国防軍は少なくともその 1 件について、その行為は重大であり調査中であると述べている。委員会は、調査の結果として報告書が発表されたことも、加害者の責任追及のために真剣な行動が取られたことも知らない。
153. 委員会は拘禁中の性暴力やジェンダーに基づく暴力などの組織的虐待を記録したが、この組織的虐待は、イスラエル刑務所サービス（IPS）の責任者である国家安全保障大臣などのイスラエル政府高官、そしてその他のイスラエル政府の官僚が、パレスチナ人に対する復讐と暴力を正当化する発言を行っていることと、直接の因果関係にある。⁹³ 個々のイスラエル国防軍メンバー、軍司令官、文民の上官の行動への責任が追及されないまま、パレスチナ人への暴力に対する許容度が高まった結果、このような行為が途切れることなく継続され、組織化され、制度化されることになった。
154. 不処罰の文化の実例として、2024 年 7 月、スデ・テイマン収容所で、1 人のパレスチナ人被拘禁者に命にかかわる怪我を負わせたレイプ事件がある。10 人のイスラエル兵士が逮捕された。5 人の兵士は数日以内に無罪で釈放され、他の 5 人は自宅軟禁となった。2024 年 9 月、軍事裁判所は彼らの軟禁条件を緩和し、夜間軟禁中には監督者といることという要件を撤廃し、休日は釈放してほし

⁹² <https://www.idf.il/160872> ; <https://www.youtube.com/watch?v=vvmaAzEqztM&t=241s>

⁹³ A/HRC/56/CRP.4, パラグラフ 26 および 33-44。

いと彼らが要求を提出するのを許可した。

155. 連立政権のクネセト議員、右派活動家、兵士たちは、上記の兵士たちの逮捕に抗議するデモに参加し、支持を表明し、彼らの行動を正当化する姿勢を示した。かれらはスデ・テイマン収容所と、レイプ事件の捜査を任務とする憲兵隊の兵士たちを襲撃し、収容所の一部を占拠した。報道によると、被拘禁者のレイプに関わったとされる第 100 部隊 (Unit 100) の予備兵たちは、事件を捜査していた憲兵隊の兵士たちに銃口を向けて脅したり、殴ったり、唐辛子スプレーを使ったりして攻撃し、基地に拘束されていた第 100 部隊の予備兵数名を脱走させた。かれらはまた、兵士たちが移送されたベイト・リドの軍事基地も攻撃した。2025 年 2 月 19 日、第 100 部隊に所属する 5 人の予備兵が、集団による激しい身体的暴行の罪で起訴された。委員会は起訴状を検討し、肛門への物体の挿入によって直腸に重傷を負わせたことを含め暴行の詳細な記述があるにもかかわらず、性暴力やレイプの罪状がないことに注目した。被告人をレイプや性暴力で起訴しないことで、検察官が犯罪を格下げし、その結果、実際に有罪になったとしてもより軽い刑罰になることは必至だろうと、委員会は指摘する。

156. 委員会は、被告人を支持する政府関係者の発言をいくつか記録しているが、その中には、パレスチナ人被拘禁者に対するレイプやその他の性暴力を正当化しているものがあつた。イスラエルのベザレル・スモトリッチ財務相は、スデ・テイマンで逮捕された兵士たちに関して、「イスラエル国防軍兵士は尊敬に値する」と述べ、逮捕された兵士たちは「ひどい不正」に苦しんでいると述べた。⁹⁴ ヤリフ・レヴィン法務大臣は、兵士たちが「犯罪者」のように逮捕されたのは「ショック」で「受け入れがたい」と述べたという。⁹⁵ イタマル・ベン・グヴィル国家安全保障相もまた、イスラエルが「最高の英雄たち」を逮捕するのは「恥ずべきこと」であり、⁹⁶ 軍事法務官は「ヌクバ・テロリスト〔ハマス戦闘員を指す〕ではなくわが兵士たちの」法律家であるべきだと述べ、この事件を「イスラエル国防軍兵士に対する悪質な迫害」と呼んだと報じられている。⁹⁷

157. イスラエルのイツハク・ヘルツォグ大統領は声明で、イスラエル国防軍のモラルが試されていると述べ、パレスチナ人テロリストに対する憎悪は「理解できる正当なもの」と考えていると述べた。

⁹⁸ クネセトの討論で、「人の直腸に棒を挿入する」ことが正当かどうかを問われ、クネセトのリク

⁹⁴ <https://www.aljazeera.com/news/2024/8/9/everything-is-legitimate-israeli-leaders-defend-soldiers-accused-of-rape> ; <https://x.com/bezalelsm/status/1817888474281709987?t=5BL7a-mFWoqVnWhGdwKtXQ&s=19>

⁹⁵ <https://www.theguardian.com/world/article/2024/jul/29/israeli-inquest-into-alleged-abuse-of-palestinian-detainees-sparks-far-right-fury> ; <https://www.kan.org.il/content/kan-news/defense/778494/> ; <https://x.com/HezkeiB/status/1817913592752091144>

⁹⁶ <https://www.aljazeera.com/news/2024/8/9/everything-is-legitimate-israeli-leaders-defend-soldiers-accused-of-rape> ; <https://www.kan.org.il/content/kan-news/defense/778467/>

⁹⁷ https://x.com/itamarbengvir/status/1820170707931635825?t=RaLJD7T587J9r1QkR_XUrQ&s=19

⁹⁸ https://x.com/Isaac_Herzog/status/1817924845780246832?mx=2 ; <https://www.theguardian.com/world/article/2024/jul/29/israeli-inquest-into-alleged-abuse-of-palestinian-detainees-sparks-far-right-fury>

ド党議員ハノク・ミルウィドスキーはこう答えた。「ヌグバ [ハマスの戦闘員] に対してなら、あらゆるものが合法です。あらゆるものが」。⁹⁹

158. レイプやその他の形態の性暴力について、かならず責任追及できるような効果的な措置がない。このことは、上記のように、加害者の責任を追及しようとする試みに対してイスラエル国内で強い世論の反発がある事例でも、世間の関心がほとんどないその他の事例でも明らかである。委員会は、ある男性被拘禁者がイスラエルの拘禁施設で繰り返しレイプされた事件を記録した。イスラエルの検察当局に告訴が提出された。しかし、事件が報告されてから半年以上たった今も、証拠があるにもかかわらず、イスラエル当局は疑惑を調査したり、関係者を告訴したりするための効果的な措置を講じていないという情報を、委員会は入手している。

159. また、拘留中のパレスチナ人への性暴力を公人やメディア関係者が弁解ないし奨励する発言をしており、委員会はそれらの発言を記録している。その一例として、イスラエル・ハヨム紙のイスラエル人ジャーナリスト、イエフダ・シュレシンジャーは、2024年8月、イスラエルのチャンネル12で、パレスチナ人被拘禁者に対するレイプに関連して、パレスチナ人を罰し、復讐し、抑制するために、イスラエル当局はレイプを制度化すべきだと発言した。¹⁰⁰ ジャーナリストは後に発言を撤回した。

160. 政治のリーダーや市民のリーダーがこのような発言や行動をしていることと、軍の司法制度が有効ではないというのは、イスラエル国防軍メンバーに対し、責任追及を恐れずそのような行為を続けてよいという明確なメッセージを発しているということである。文民の司法制度についても同様である。このような状況において法の支配が維持され、被害者に正義が与えられるためには、国際刑事裁判所 (ICC) や他の国々の裁判所で、国内法によるか普遍的管轄権 (universal jurisdiction) の行使により、責任を追及することが不可欠である。

161. 委員会はまた、より広範に、イスラエルの司法制度はパレスチナ人への適用に関し、司法の国際基準を満たしていないと判断する。現状では、イスラエルの司法制度は法律の適用にあたってそもそも差別的なので、公正な裁判を保証できない。国内法は、パレスチナ人を迫害するために使われるとともに、パレスチナ人の権利を侵害した加害者を免責するために使われ続けている。パレスチナ人との関係におけるイスラエルの文民・軍人の責任を追及する際に、イスラエルの司法制度に頼ることは

⁹⁹ https://www.youtube.com/watch?v=gC_PmNReg9s ; <https://www.youtube.com/shorts/wUhdh8NLe0s>

¹⁰⁰ <https://www.middleeasteye.net/live-blog/live-blog-update/israeli-journalist-calls-rape-against-palestinian-be-institutionalised> および https://x.com/ireallyhateyou/status/1821121616094412908?ref_src=twsrc%5Etfw%7Ctwcamp%5Etweetembed%7Ctwterm%5E1821121616094412908%7Ctwgr%5E4ffd977f5935aa94031ebe902679ae404678c91e%7Ctwcon%5Es1&ref_url=https%3A%2F%2Fwww.middleeasteye.net%2Flive-blog%2Flive-blog-update%2Fisraeli-journalist-calls-rape-against-palestinian-be-institutionalised

できない。イスラエルは国際刑事裁判所と同じ人物（ネタニヤフ首相とギャラント）と同じ行為（戦争犯罪と人道に対する犯罪）について真正な捜査を実行しなくてはならないにもかかわらず、イスラエル当局による意味のある行動がなされていないので、補完性の原則を利用して国際刑事裁判所の管轄権を否定することはできない。他国の国内裁判所では、普遍的管轄権の原則に基づく場合を含め、それぞれの国内法のもとで管轄権を行使し、加害者を捜査し、訴追することができる場合がある。したがって、委員会が本報告書で提示する責任追及に関する勧告は、国際的な責任追及あるいはその他の〔イスラエル以外の〕国々の取り組みに向けたものである。

X. 分析と法的所見

162. 委員会はこれまで提出してきた報告書において、国際人権法、国際人道法、国際刑事法などの法が適用されうると示してきた。委員会は、パレスチナ被占領地は依然としてイスラエルによる占領下にあり、国際人道法が国際人権法と同時に適用されることに留意する。占領国イスラエルは、占領の法則に合致する被保護者および被保護物に対し、国際人道法のもとで義務を負っていると、委員会は一貫して述べてきた。¹⁰¹ 占領国は、占領下にある住民が十分な食糧、住居、医療品を確保できるようにしなければならない。さらに占領国は、女性や子どもなどの被保護者の保護を確実にするために格段の注意を払わなければならない。国際人道法は、妊娠した女性と、乳幼児を連れた女性を特別の注意をもって扱うことを求めている。

A. 絶滅と故意の殺人

163. 2024年6月に人権理事会に提出した報告書で、委員会は、ガザにおけるイスラエル軍の作戦に関連して、人道に対する犯罪の成立要件が満たされていること、人道に対する犯罪の根底をなす行為である〈殺人〉と〈絶滅〉が、イスラエル当局によって行われたと判断した。¹⁰² 委員会は、民間人への直接的な攻撃が行われ、間接的な手段によって飢餓が戦争方法として用いられ、医療など民間人の生存に不可欠なものを奪う行為があることから、このように判断した。

164. 委員会は、合理的な根拠に基づいて、イスラエル国防軍メンバーによって女性と少女が直接標的とされる複数の事例を、〈生存権の侵害〉に相当すると結論づける。さらにこれらの行為は、〈殺人〉

¹⁰¹ 占領に関する法は、主として1907年のハーグ陸戦規則第42条と1949年のジュネーブ第4条約に由来する。

¹⁰² A/HRC/56/CRP.4, パラグラフ458。

という人道に対する犯罪と、〈故意の殺人〉という戦争犯罪を構成する。委員会は、医療施設が攻撃されたために、妊娠した女性を含め、治療を受けたり避難所を求めたりしていた民間人女性や少女が亡くなった事例や、イスラエル国防軍メンバーの行動の結果、医療ケア・物資・装備に不足が生じ、間接的に民間人が亡くなった複数の事例についても、同様の結論を下している。

165. 委員会は、過去 20 年間のガザでの紛争における女性死亡者数の増加と、女性は戦闘員としてではなく一般市民として紛争を経験する可能性が高いという事実を考慮し、イスラエル国防軍は 2023 年 10 月 7 日以降のガザでの軍事作戦において、多数の女性と少女が死傷することを合理的に予見できたにもかかわらず、これらの犠牲を回避し、減らすための措置をとらなかったと、合理的な根拠に基づいて結論する。このように女性と少女は、民間人や民用施設に向けられた意図的で過度な攻撃からとりわけ影響を被っている。委員会は、イスラエル国防軍が作戦地域に民間人の女性や子どもがいることを知っており、知りながら意図的に民間人の居住地域や民間人の所有物に攻撃を向け、民間人全体をハマスや他の武装集団と関係があるとみなし、そのことを根拠に、女性や子どもも集団として標的にしたと結論する。

166. 医療に関連して。10 月 7 日以降、イスラエル当局はガザに大規模な攻撃をかけ、全面的に封鎖するなどの状況を課し、産科などの生殖関連医療へのアクセスに多大な影響を与えてきたが、これは非人道的、卑劣、屈辱的というだけでなく、安全でない状況を作り出し、さらなる危険を引き起こすことになったと、委員会は結論する。産科医療を提供する施設に軍事攻撃がかけられ、封鎖によって薬や器具へのアクセスに大きな影響が生じ、患者が治療のためにガザ地区を離れる許可が大幅に削減されたことが加わって、産科患者や新生児を含め、医療支援を必要とする人々の死がもたらされた。委員会は、イスラエル国防軍が意図的にガザのパレスチナ人、特に女性、少女、幼い子どもたちにこのような生活環境を課し、必要な医療を不足させてかれらの死を招いたと判断する。委員会は、これらの行為は、人道に対する犯罪である〈絶滅〉に相当すると結論した。¹⁰³

B. 性と生殖に関する権利と個人の自律への侵害・犯罪

167. 医療への攻撃は、ガザの物理的・人口的インフラへの幅広い攻撃と占領拡大の本質的要素である。国際人道法とパレスチナ人の自決権への違反であり、国際司法裁判所の最近の勧告的意見、¹⁰⁴ および南アフリカがジェノサイド条約に基づきイスラエルを提訴した訴訟において国際司法裁判所が

¹⁰³ A/HRC/56/CRP.4.

¹⁰⁴ 国際司法裁判所「東エルサレムを含むパレスチナ被占領地におけるイスラエルの政策と慣行から生じる法的影響」2024 年 7 月 19 日。

出した、暫定措置命令に著しく違反している。¹⁰⁵

168. 委員会は、イスラエルが国際人道法に違反してガザの医療システムを破壊すべく組織的な政策を実行しており、ここに性と生殖関連の医療を提供する保健要員や医療インフラの破壊も含まれていると判断する。イスラエル国防軍は予防原則、区別原則、比例原則を守らず、〈被保護者および被保護対象への攻撃〉という戦争犯罪を構成した。医療制度を破壊しようとする意図的な政策によって、直接的な攻撃が行われ数千人の死傷者がもたらされただけでなく、ガザのパレスチナ人の生存に長期的な影響を与えることにもなったと委員会は指摘する。これは特に、性と生殖に関する適切な医療を受けていない女性や少女にとってそうである。暴力の終了後、これ〔生存への長期的な影響〕から立ち直るのは何十年もかかり、被保護集団としてのパレスチナ人の生殖と生存には多大な影響が生じるだろう。

169. イスラエル国防軍は、妊産婦医療や性と生殖に関する保健医療を提供するためのものを含め、医療インフラと医療施設を破壊している。これは医療部隊と医療者に特別な保護を与える国際人道法への違反である。さらに、必要な器具や薬剤の入手を困難にするなど、性と生殖に関する保健医療へのアクセスと利用を妨害している。これは〈性と生殖に関する健康〉、とりわけパレスチナ人女性と少女の〈性と生殖に関する健康〉と、慣習国際法のもとで彼女たちに与えられている特別な保護を確保する義務の違反である。¹⁰⁶ イスラエルは委託された医療および病院の備蓄と、15歳未満の子ども・妊婦・産科患者向けの必要不可欠な食料、衣料、医療品を、無料で搬入できるようにする義務を特に負っていると、委員会は認識している。¹⁰⁷

170. 妊娠、出産、産後の回復の過程で、女性と子どもには固有の傷つきやすさが生じる。女性と少女は、健康への権利が剥奪される際に、性とジェンダーに関連する特徴によって差別に直面する。たとえばこの差別には、性と生殖に関する医療へのアクセスが紛争時にしばしば後回しにされること、妊娠と授乳や、月経時の衛生と尊厳の維持や、想像を絶する状況下での幼い子どもの世話に関連して、女性だけに限定されるダメージが生じることが含まれる。占領国イスラエルには、女性と少女の人権が確実に守られ実現されるようにする法的義務があると、委員会は結論する。

171. 性と生殖に関する医療インフラを標的にして破壊するのは、〈リプロダクティブ・バイオレンス〉を構成する行為であり、妊娠中・出産後・授乳中の女性に対してとりわけ有害な影響をもたらし、彼

¹⁰⁵ 2024年1月26日、2024年3月28日、2024年5月24日の命令、国際司法裁判所「ガザ地区におけるジェノサイド犯罪の防止および処罰に関する条約の適用」（南アフリカ対イスラエル）。

¹⁰⁶ 赤十字国際委員会「慣習的国際人道法」第1巻「規則」規則134；ジュネーブ第4条約第27条；第1追加議定書第76条(1)；経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(CESCR)、一般的意見第22。

¹⁰⁷ 1949年8月12日に採択されたジュネーブ条約、赤十字国際委員会、ジュネーブ第四条約第23条「医薬品、食糧、衣服の引き渡し」。

女たちを死亡や傷害の大きなリスクにさらすと、委員会は判断する。生殖関連の医療インフラを標的にし、生殖関連医療へのアクセスを拒否するのは、女性と少女のリプロダクティブ・ライツと自律性の侵害であり、〈生存権〉、〈健康の権利〉、〈家庭をつくる権利〉、〈人間の尊厳の権利〉、〈身体的・精神的完全性の権利〉、〈拷問やその他の残虐で非人道的で品位を傷つける扱いを受けない自由〉（非差別の原則）の侵害である。¹⁰⁸

172. 女性、新生児、子どもの健康と保護に欠かせない施設を意図的に標的にするのは、武力紛争下で女性と子どもに特別な保護を与える慣習的国際人道法の規範の違反である。¹⁰⁹

173. 委員会は、2024年6月に人権理事会に提出した報告書において、イスラエル当局はガザ地区で行っている軍事作戦の方法を通じて〈飢餓を戦争の方法として用いる〉という戦争犯罪を犯していると判断した。¹¹⁰ 飢餓と飢饉は、女性と少女、特に妊娠中および出産後の女性と少女に深刻な悪影響を及ぼし、身体的健康、リプロダクティブ・ヘルス、メンタル・ヘルスにさまざまな弊害をもたらすことから、〈リプロダクティブ・バイオレンス〉を構成すると、委員会は判断した。

174. イスラエル国防軍が課したさまざまな条件は、想像を絶する悲惨さをもたらした。特に妊娠した女性は、回避しうるはずの合併症になる、生殖関連の医療にアクセスできない、などの数多くの問題に苦しみ、病院にたどり着けないがゆえの安全でない分娩や、適切な鎮痛剤や投薬を受けられないがゆえの苦痛に満ちた分娩を余儀なくされた。産後の患者も、適切なケアを受けられないために大きな苦痛を強いられた。妊娠中、出産後、授乳中の女性を、生殖に関するダメージから長期にわたり肉体的、精神的に苦しめるのは、〈その他の非人道的行為〉という人道に対する犯罪、および〈故意に大きな苦痛や、身体や健康に重大な傷害を与える〉という戦争犯罪に相当すると、委員会は結論づける。このような行為が身体的または精神的に深刻な痛みをもたらす場合には、〈残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取り扱い〉にも該当する。

175. 委員会は、イスラエル国防軍が、ガザの主要な不妊治療センターであったバスマ体外受精センターを意図的に攻撃し、破壊したと判断する。イスラエル国防軍は、パレスチナ人の将来の受胎のために保管されていた生殖材料をすべて破壊した。委員会は、この体外受精クリニックがイスラエル国防軍によって攻撃された当時、合法的な軍事標的であったという証拠を発見できなかった。委員会は、バスマ体外受精センターの破壊は、ガザのパレスチナ人の出生を妨げるための措置であり、ローマ規程とジェノサイド条約に基づく〈ジェノサイド行為〉であると結論づける。委員会はまた、この行為

¹⁰⁸ 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）、第2条と第12条。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（CESCR）第12条。

¹⁰⁹ 慣習的国際人道法、規則134の「女性」（[icrc.org](https://www.icrc.org)）および一般勧告30、パラグラフ52-54。

¹¹⁰ A/HRC/56/CRP.4.

はガザのパレスチナ人を〈集団として、全体的または部分的に破壊する意図のもとに行われたもの〉であり、これが問題の行為から合理的に導き出される唯一の推論であると結論づける。

176. さらに、委員会は、イスラエル国防軍が意図的かつ組織的に、産科病院や病院の産科棟を含むガザ全域の生殖・妊産婦保健施設を攻撃し、破壊したと判断する。ガザにおける生殖医療と妊産婦医療への直接的な攻撃によって、パレスチナ人が殺され、パレスチナ人は深刻な身体的・精神的ダメージを受けた。ガザ住民の生存と生殖に欠かせないサービスを提供する生殖関連の医療、インフラ、施設の意図的な破壊は、ガザのパレスチナ人を全体的または部分的に破壊する意図を示すものである。委員会は、これが問題の行為から合理的に導き出される唯一の推論であると結論づける。

177. 委員会は、イスラエル国防軍がガザ域内への人道支援の搬入、内容、量をコントロールしていたこと、妊娠した女性、産後まもない人、新生児に欠かせない物資を含む人道支援のガザ域内への搬入を、イスラエル国防軍が直接的な攻撃と全面的な封鎖によって意図的に阻止したと判断する。人道支援のガザへの搬入が許可されたとしても、それは散発的で、民間ニーズを十分に満たすものではなかった。そうした生活条件を、イスラエル国防軍はガザの妊娠中、出産後、授乳中の女性、その新生児や子どもたちに課し、結果として、主要な医療、食料、水、薬、避難場所など、生存に欠かせないものを奪った。

178. 委員会は、イスラエル国防軍がこの集団の構成員に深刻な身体的・精神的ダメージを与え、ガザのパレスチナ人集団の〈全部または一部に対し、身体的破壊をもたらすよう計算された生活条件を故意に課した〉と結論する。これはローマ規程とジェノサイド条約における〈ジェノサイド行為〉の複数のカテゴリーに相当する。

C. 性暴力とジェンダーに基づく暴力

179. 委員会は、2023年10月7日以降、イスラエル国防軍メンバーが組織的にパレスチナ人を標的にし、インターネット上や対面で、性暴力やジェンダーに基づく暴力をふるった複数の事件を記録した。その中には公の場での裸の強制、公の場での脱衣の強制、セクシュアル・ハラスメント、性的な拷問や虐待などがあった。

180. 被害者や目撃者の証言、認証済みの動画や写真に基づき、委員会は、2023年10月7日以降のガザでの軍事作戦全体において、および西岸地区において、性暴力が行われたと判断する。性暴力は、避難の途中で、逮捕前または逮捕中に、市民の自宅内で、医療施設内で、避難所内で、そして拘禁中に行われた。武力紛争下にあり武装したイスラエル兵士がいるために、本質的に強制力をともなう状

況下で、性行為は力づくでなされ、被害者は暴力、脅迫、およびその他の形態の強制を受けた。

181. 2023年10月7日以降、イスラエル国防軍がガザ市民に対して行ってきた性暴力やジェンダーに基づく暴力は、重大な人権侵害である。この人権には、生存権、拷問やその他の残虐で非人道的で品位を傷つける扱いを受けない権利、刑事手続における適正手続に対する権利（有罪が証明されるまでは無罪とみなされる権利を含む）、プライバシー権、到達可能な最高水準の身体的・精神的健康の権利、差別から自由である権利などが含まれる。
182. 委員会は、10月7日以降に行われた性暴力とジェンダーに基づく暴力は、パレスチナ人コミュニティの男性メンバーと女性メンバーに対して異なる形態でなされ、その結果、被害もジェンダーによって異なるものになったと結論する。委員会は、公の場で、そしてコミュニティの面前で、女性に下着姿になりベールを脱ぐことを強制するという行為は、厳格な宗教的・文化的服装規定のある社会に生きる女性たちに対し、とりわけ悪影響があることに特に留意している。¹¹¹ 公の場で女性に服を脱ぐよう強制するのは〈女性に対する性暴力〉であり、イスラエルも締約国である女性差別撤廃条約の禁止する差別の一形態であり、〈人権侵害〉である。¹¹² 委員会は、これらの行為はイスラエル国防軍兵士による重大な人権侵害であると判断する。
183. パレスチナ人女性はまた、インターネット上のセクシュアル・ハラスメントに関しても、ガザ内の攻撃を受けた場所でのジェンダー的・性的な侮辱や落書きなどの心理的暴力に関しても、特に標的にされた。イスラエル兵士は、パレスチナ人女性をあざけり侮辱するために、下着の入った引き出しを含め、家々を荒らす様子を自撮りして、アラブ人女性を「ふしだらな女」と形容した。委員会は、これらの行為のなされた状況や文脈を鑑みるに、パレスチナ女性に向けられたジェンダーに基づく暴力は、パレスチナ住民全体を辱め、貶めることを意図したものであると結論する。委員会は、このような攻撃は女性を性暴力に服従させることによって、その社会全体の名誉を傷つけようとする試みであるとみている。これは、こうした攻撃のもう1つのジェンダー的な側面であり、男性がコントロールする集団の徴候の1つである。
184. 委員会は、ジェンダーに基づくこれらの犯罪が実行される際には、事態をさらに深刻化させる要素があることを認識している。第一に、これらの行為がなされた具体的な社会的、規範的背景には、プライバシー、裸になること、ベールの意義に関連する強い文化的、宗教的感受性があるために、被害者、特に女性や少女の被害者に対して、個人レベルと地域社会レベルで深い影響がおよぶ可能性が

¹¹¹ 「国際刑事裁判所のジェンダー・ポリシー2023」は、犯罪の文脈を把握し、サバイバーの視点を理解する必要性を強調し、ベールを脱ぐようにとの強制は「裸の強制」として経験される場合があり、性暴力の一形態として認められる場合があると述べている。<https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/2023-12/2023-policy-gender-en-web.pdf> のパラグラフ 62。

¹¹² 女性差別撤廃委員会の一般勧告第30号、パラグラフ34。

ある。第二に、屈辱的なデジタル・コンテンツはインターネットで拡散され、世界中の視聴者に届けられ、インターネットから削除するのはきわめて困難であるため、屈辱は無期限で修復不能である。

地上作戦中の性暴力・ジェンダーに基づく暴力

185. イスラエル国防軍メンバーは、多くの地点で、公の場での脱衣や裸を強制した。パレスチナ人はまた、家族やコミュニティのメンバーが公の場で衣服を脱がされ、完全に裸か部分的に服を脱いだ状態で歩かされ、その間にセクシュアル・ハラスメントを受ける様子を、目撃させられもした。

186. 男性と少年が地上作戦中に受けた性暴力およびジェンダーに基づく暴力は、〈拷問〉あるいは〈非人道的で品位を傷つける扱い〉に相当するものだった。男性と少年は主に次のような行為の標的となった。(i) ガザ地区での避難中に、公の場で、自分の家族やコミュニティの前で、長時間裸で歩くことを強制される、(ii) 公の場で脱衣を強制され、目隠しされ、椅子に縛りつけられ、ひざまずかされるか両手を後ろ手に縛られる、あるいはひざまずかされた上で両手を後ろ手に縛られる、(iii) 衣服を脱がされた状態で、尋問あるいは身体的・精神的虐待を受ける、または尋問されながら身体的・精神的虐待を受ける、(iv) 衣服をつけずに踊らされているところを撮影されるなど、裸の状態での品位を傷つける行為を強制される、などの行為である。男性と少年は、上記のような性行為やその他の品位が傷つけられる屈辱的な状況下で、動画や写真を撮影されるという点で、特に標的にされていた。これらの状況は、被害者を裸にすることが安全保障上の理由から行われたものではないことを示している。

187. 女性と少女は、女性という性別に特化された暴力を受けており、これは〈拷問〉、〈残酷な、非人道的な扱い〉、〈個人の尊厳に対する侵害〉に相当する。たとえば (i) 兵士がガザの家々を荒らし、下着の入った引き出しを空にしながらか、ジェンダー的・性的な侮辱で女性をあざけり辱める様子を自撮りする際の標的にされる、(ii) ガザ地区での避難中に、公の場で、自分の家族やコミュニティの前で、衣服やベールを取ることを強制されるか、あるいは長時間裸で歩くことを強制されるか、あるいはその両方を強制される、(iii) 公の場で衣服を脱ぐことを強制された後、家族やコミュニティの前で、兵士からセクシュアル・ハラスメントを受ける、(iv) 衣服を脱がされハラスメントに遭っている間に、家族やコミュニティの男性たちがその様子を見るよう強制される、などがあつた。

188. 委員会は、脅迫、威嚇、およびその他の形態の強制を含むこれらの行為がなされた際の状況は、抑圧的なものだったと注記する。武力紛争下でありイスラエル兵士が存在していたことから、状況はそもそも抑圧的だった。性的な特徴のある行為が、強制によって、あるいは強制ないし無理強いするとの脅迫によってなされ、被害者に大きな心理的ダメージをもたらした。¹¹³ これは肉体的な接触

¹¹³ 国際刑事裁判所による「[性犯罪およびジェンダーに基づく犯罪に関する方針](#)」、2014年、3ページ。また国際刑事裁判所検事局の「[ジェンダーに基づく犯罪に関する方針](#)」2023年12月、パラグラフ44および脚注79を参照。また

の要素がない場合もそうである。¹¹⁴

189. 兵士たちがパレスチナ人に裸になるよう命じた複数の事例を委員会は記録したが、その命じ方、裸にさせた時間、その後身体的・性的な虐待や暴言を続けたことから、これらの行為は被害者に辱めを与えて服従させることを意図したものであり、安全保障上の理由で行われたものではなかったと、委員会は判断する。ほとんどの場合、裸にさせるというプロセスは容認しうる基準に沿って行われていなかった。尊厳ある方法ではなく、同性によって行われることもなく、裸になる人の尊厳とプライバシーが尊重されることもなかった。
190. 委員会はまた、性的な特徴のある行為を強制的に目撃させられることは、目撃者に深刻な精神的苦痛を与えかねず、それは〈個人の尊厳に対する侵害〉、〈非人道的、または残酷な取り扱い〉、または〈拷問〉に相当する場合があることを強調する。委員会は、家族が裸にさせられた姿を強制的に目撃させられた複数の事例において、そのような行為がなされたのは、コミュニティ全体の品位を傷つけ、辱め、罰し、動揺させるのが目的だったと結論する。これは深刻な精神的苦痛をもたらすものであり、〈非人道的取り扱い〉という戦争犯罪に相当する。
191. このような行為は、動画や写真を撮影してインターネット上に投稿するという手法を用いるものであり、類似した手法の数多くの事例が複数の場所で観察されたことから、委員会は、イスラエル軍関係者による公の場での脱衣や裸の強制や、その他の種類の虐待は、命令されたか容認されたものであると、合理的な根拠に基づいて結論する。これらの行為は、羞恥心、従属の感覚、去勢の感覚、劣等感をもたらすジェンダーステレオタイプを固定化することによって、被害者とパレスチナ人コミュニティ全体を辱め、品位を傷つけることを意図したものであった。明らかにこのような暴力は、パレスチナ人への広範な標的化や不当な扱いの一部であり、また広範な標的化や不当な扱いがあるからこそ可能になっている。
192. 委員会が記録した性暴力行為の多くは、国連安全保障理事会決議 1960 (2010 年)、国際人道法、国際刑事法に基づく〈紛争関連の性暴力〉を構成しており、これらの決議や法の枠組みを使って検討されるべきだと委員会は指摘する。

[ICL Guidelines LR SGBV EN Final 02-1.pdf](#) (un.org) も参照。

¹¹⁴ <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/2023-12/2023-policy-gender-en-web.pdf> パラグラフ 62。「性暴力に関するハーグ原則」 45 ページおよび 70-77 ページ。

拘禁施設での性暴力とリプロダクティブ・バイオレンス

193. 委員会は、イスラエル国防軍メンバーが、男女の被拘禁者に対し、移送中に、拘禁施設内で、尋問または身体検査中に、広範かつ組織的な方法で裸や脱衣を強制したと判断する。屈辱を与え品位を傷つける目的で行われたその他の性暴力行為——たとえば完全に裸か部分的に裸の写真が撮られる、言葉や身体による性的虐待を受ける、レイプの脅迫を受けるなど——と合わせると、これらの行為は、戦争犯罪の〈非人道的な取り扱い〉と〈個人の尊厳に対する侵害〉、および人道に対する犯罪の〈その他の非人道的行為〉を構成する。事例によっては、これらの行為は戦争犯罪および人道に対する犯罪の〈拷問〉に相当する。
194. 男性被拘禁者たちは、性器、肛門、直腸への暴力を含め、性器や生殖器を標的にした攻撃を受けた。また、情報を引き出すための懲罰ないし脅迫の一形態として、屈辱的で激しい行為を裸ないし衣服を脱がされて強制された。男性被拘禁者の受けた〈レイプ〉は戦争犯罪であり、人道に対する犯罪である。これらの性暴力行為は深刻な肉体的・精神的苦痛をもたらすものであり、〈拷問〉にも相当する。委員会はまた、生殖器への物理的な攻撃は、被害者のセクシュアリティと生殖に関する見通しに長期的な影響を及ぼす可能性があることにも留意する。
195. 女性は拘留中に性暴力を受けており、これは戦争犯罪の〈個人の尊厳の侵害〉と〈非人道的な取り扱い〉と、人道に対する犯罪の〈その他の非人道的行為〉に相当する。事例によっては、これらの行為は戦争犯罪および人道に対する犯罪の〈拷問〉に相当する。女性被拘禁者には妊娠中の女性もいるが、十分な食事、医療ケア、月経用品へのアクセスを拒否されるなど、〈リプロダクティブ・バイオレンス〉や〈ジェンダーに基づく差別〉を構成する拘禁条件にさらされていた。こうした侵害は、女性の尊厳と身体的・精神的な幸福に深刻な影響を与える。
196. また、何人かの女性被拘禁者は、両手を縛られイスラエル国旗の前に座らせられ写真を撮られるか、自分の寝室の親密な雰囲気の中で写真を撮られるか、あるいはその両方をされ、インターネット上で辱められた。これは〈個人の尊厳の侵害〉に相当する。委員会は、この種の性暴力とジェンダーに基づく暴力は、女性の個人情報さらし、明らかにジェンダーに基づいて女性をスティグマ化し孤立させるものであり、押し付けられたスティグマと、起こりうる反響と、コミュニティ内部からの暴力の危険性のために、女性および〈女性の人権〉擁護者を沈黙させる効果をもつと結論する。
197. 男性および女性の被拘禁者がきわめて脆弱な状況下で強制されて、身元を明かすか、イスラエル人女性や少女に対する性暴力行為の自白を強制されるか、あるいはその両方が行われている様子がイスラエル国防軍メンバーによって録音され、写真に撮影され、それらの録音が公表されている。委員会は、これらの録音や写真撮影の際に、また公表の際に、性暴力行為とジェンダーに基づく暴力行為がなされており、これは戦争犯罪の〈個人の尊厳の侵害〉に相当すると結論する。

D. 男性と少年に対する迫害

198. 2023年10月7日以来、ガザ地区のパレスチナ人男性と少年は、さまざまな基本的権利の深刻な剥奪にさらされている。剥奪されている権利には〈生存権〉、〈拷問や差別がなく残虐で非人道的で品位を傷つける扱いを受けない権利〉、〈恣意的な拘束を受けない権利〉などがある。

199. パレスチナ人男性や少年の大規模な逮捕は、ほとんど正当な理由がないか、あるいはまったく正当な理由がないにもかかわらず行われてきた。多くの場合、ただ「戦闘年齢」の男性であるとか、避難命令に従わなかったという理由だけで逮捕が行われてきたようである。何千人ものパレスチナ人男性や少年たちが、明らかに安全保障上のリスクがないときも、その後長期にわたって拘束された。この拘束は恣意的で違法であり、〈集団的懲罰〉と〈ジェンダー迫害〉を構成する。¹¹⁵

200. 委員会は、イスラエル軍が人道に対する犯罪の〈ジェンダーに基づく迫害〉を犯したと判断する。恣意的な逮捕と性暴力は、〈拷問〉および〈その他の形態の不当な取り扱い〉に相当するが、これらは辱めて服従させる手段としてパレスチナ人の男性と少年を標的にして迫害するという、より広範なパターンの一部をなしている。委員会は、ほとんどの事例において侵害行為にはジェンダーの側面があり、パレスチナ人に向けられた身体的、心理的暴力には、公の場で裸になることを強制したり、拘留されているときに性的な拷問を加えたりするなど、性的な特徴があったことに留意する。これらの犯罪は、被害者に深刻な屈辱を与えることを意図したものであり、他の人々が、直接、あるいは拡散されたデジタル・コンテンツによって見ることを余儀なくされた場合、より大きなコミュニティをも威嚇するという意図があった。¹¹⁶

201. 男性および少年は、2023年10月7日になされた犯罪への報復として、処罰と屈辱を与える目的で、男性という性別に基づく特定の行為にさらされてきたと、委員会は合理的な根拠に基づいて結論する。委員会は、イスラエル国防軍がジェンダーを理由に特に男性および少年を標的にしたと、委員会が記録した以下の事実をもとに結論づける。(i) 男性たちと少年たちのみが、全体的または部分的に裸にされ、目隠しをされ、地面にひざまずかされ、縛られ、身体的虐待を受けるなど性暴力または性的拷問と虐待を受け、兵士たちによって繰り返し動画と撮影と写真に撮られた。(ii) ガザで軍事行動をするイスラエル国防軍の兵士によって、パレスチナ人の男性や少年の全体的または部分的な裸のデジタル映像が、インターネット上で拡散された。(iii) 男性被拘禁者たちは、拘禁中にレイプやその他の性暴力・リプロダクティブ・バイオレンスを受けた。(iv) 10月7日の攻撃の責任者についてのイスラエル当局者の声明は、暗黙のうちに加害者の男性性を強調し、「人間動物」「野蛮」「レイプ犯」「ISIS」という形容を使い、パレスチナ人男性を非人間化し中傷しようとした。v) 10月7日にイスラ

¹¹⁵ ローマ規程第8条(2)(a)(vi)；第8条(2)(a)(vii)。

¹¹⁶ <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/2023-12/2023-policy-gender-en-web.pdf>, 脚注79。

エルで性暴力をふるった男性加害者とされる人物たちの動画が、裁判による正当な手続き、正式の訴追、有罪判決なしに、イスラエル国防軍メンバーによって作成され、拡散され、それらパレスチナ人男性たちの身元が明かされた。

202. 委員会は、2023年10月7日にイスラエル南部で発生した攻撃、特にパレスチナ人武装集団による性暴力への報復行為として、男性たちと少年たちが意図的に性的に扱われたこと、そこにはパレスチナ人の男性たちと少年たちを辱め、品位を傷つけ、「女性化」し、尊厳の感覚に害をなそうとする意図があったことを判断する。衣服を脱がせ裸にしたパレスチナ人男性および少年を写真や動画に撮影すること、そして少なくとも10の事例において、そのようなデジタル・アイテムを拡散することは、パレスチナ人の侮辱を意図した実践として2023年10月以降に新しく急速に広まったものであると、委員会は指摘する。委員会は、復讐という個人的動機は、差別的意図を否定するものではなく加重要件（刑罰を重くする事由）を構成すると指摘する。これらの行為は、復讐のためであると同時に、特に男性や少年を処罰と屈辱を与える目的でなされている。¹¹⁷

203. 委員会は、ジェンダーに基づく差別的意図は、他の迫害の根拠と交差していると結論する。委員会が記録したジェンダーに基づく迫害行為は、国籍、民族、文化、宗教に基づくパレスチナ人への組織的差別と交差している。さらに、男性や少年は、ハマスや他のパレスチナ武装組織を支持している、それらの中で活動している、提携しているという思い込みから、特に標的とされた。

204. 委員会は、女性および少女が、現在の戦争行為におけるイスラエル国防軍の軍事行動と民間人の避難の際に、直接的な攻撃を受けたり、インターネット上での誹謗中傷にさらされたり、ジェンダー的で性的な落書きを書かれたり、ベールを脱ぐことを強制されたりするなど、ジェンダーを理由に標的にされていることを明らかにした（「パレスチナ人女性へのセクシュアル・ハラスメントと、公の場での侮辱」パラグラフ82-92を参照）。

205. イスラエル国防軍兵士は、ジェンダーに基づきパレスチナ人を辱めて品位を傷つけることを奨励する、放縦な文化の中で活動していたと、委員会は判断する。委員会は、イスラエル軍兵士が、ガザ地区だけでなく西岸地区とイスラエルにおいても、パレスチナ人の男性と少年を罰し、屈辱を与え、怖がらせることを意図して、同様の迫害的特徴を備えた行為を犯してきたことに注目している（「入植者やその他の民間人による性暴力・ジェンダーに基づく暴力」パラグラフ128-137、および「拘留中の性暴力、リプロダクティブ・バイオレンス、その他のジェンダーに基づく暴力」パラグラフ115-127を参照）。

¹¹⁷ <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/2022-12/2022-12-07-Policy-on-the-Crime-of-Gender-Persecution.pdf>,
パラグラフ52。

E. ヨルダン川西岸地区とイスラエルにおける入植者と兵士による侵害行為

206. 委員会は、イスラエル国防軍兵士による、西岸とイスラエルでのパレスチナ人に対する侵害行為にも、同様のパターンを見出している（「男性と少年に対する迫害」パラグラフ 198-205 を参照）。イスラエル兵士は、場合によってはイスラエル民間人や入植者と一緒に、パレスチナ人の男性や少年を罰し、辱め、脅迫することを目的とした、迫害の性質をもつ同様の行為をなした。西岸地区で委員会が記録した3つの事例では、被害者は入植者によって公の場で脱衣を強制され、性的、身体的、精神的虐待を受けた。また、そのうちの1件では、性暴力が加害者によって動画と写真に撮影され、動画はインターネットで拡散された。
207. 入植者たちは、パレスチナ人の家族とコミュニティに恐怖を植え付け、辱め、罰し、かれらを家や土地から追い出すための手段として、性暴力に訴えてきた。委員会は、パレスチナ民間人が入植者により公の場での裸を強制されたり、性器や生殖器へのレイプや、拷問や、残酷で非人道的な扱いをすると脅されたりするなど、性暴力やジェンダーに基づく暴力を受けたと結論する。
208. 委員会が記録した事例では、イスラエル国防軍兵士と武装入植者が男性の人権擁護者2人とベドウィン男性1人の品位をひどく傷つけ、屈辱を与え、攻撃した。被害者の1人は性的暴行も受けた。このつらい体験を経ている間、2回の別々のタイミングでイスラエル市民行政当局職員と警官が現場を訪れたが、誰も介入せず、この不当な取り扱いを止めることなく立ち去り、そうすることで入植者とイスラエル国防軍による被害者への行動に対して同意するか、あるいは黙認した。ガザ地区で記録された事例と同様に、男性たちは服を脱がされ、写真を撮られ、その写真はインターネットで拡散された。委員会は、2人の人権擁護者は拷問の被害者だったと結論する。委員会はまた、被害者のうち2人の人権擁護者の受けた性暴力と虐待は、〈拷問〉と〈非人道的な取り扱い〉に相当すると判断する。拷問は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）と拷問等禁止条約（CAT）によって禁止されており、国際法のユス・コーゲンス規範〔いかなる逸脱も許されない規範〕であることに、委員会は注目している。
209. イスラエル国内におけるイスラエル民間人もまた、人種差別的で宗教的な中傷を口にしながらパレスチナ人男性たちの遺体から衣服を剥ぎ取り、遺体に身体的暴行を加え、遺体の上に放尿するなど、性的な冒瀆をなし品位を傷つける扱いを行った。委員会は、これらの違反行為が2023年10月7日の攻撃後に発生していることに注目している。これらの行為がとりわけ文化的、宗教的実践に違反するものであり、虐待が撮影されてインターネットで共有されたことを考慮するなら、これらの行為の意図とは死者たち、彼らの家族、彼らのコミュニティに屈辱を与え、見下すことにあったと、委員会は留意している。

210. イスラエル当局は、虐待を奨励するか、虐待に参加するか、あるいは虐待の防止ないし阻止を渋り、加害者の捜査と訴追を渋ってきた。これらの虐待行為は、パレスチナ民間人を標的とみなし不当に扱うような一連の行為の一部として行われており、同時にそうした一連の行為があるからこそ可能になっていることに、委員会は注目している。イスラエルは捜査を行う責任があり、これらの侵害行為に対して自国民に刑罰を科す責任がある。また、保護義務を負う占領国として、国際人権法および国際人道法が十分に尊重されるようにする責任がある。

211. また、ヘブロンでの事件についても、6人の男性はイスラエル国防軍に拘束されている間に激しい虐待を受けたと、委員会は結論する。委員会は、イスラエル国防軍メンバーが、国際人道法違反に相当する行為、すなわち〈拷問〉、〈残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取り扱い〉、〈個人の尊厳に対する侵害〉という戦争犯罪をなしたと結論する。すべての被拘禁者は、虐待され撮影されている間、程度の差こそあれ、衣服を脱がされたり完全に裸にされたりしていた。この事件について委員会は、イスラエル国防軍メンバーが (i)性暴力を行い、(ii)性的拷問と非人道的行為によって被害者に激しい肉体的・精神的苦痛を与え、(iii)被害者に屈辱を与え、個人の尊厳を貶めたと判断する。

212. 委員会は、民間人は国際人道法によって保護される者であり、国際人権法によって与えられる保護に加え、¹¹⁸ 占領下ではジュネーブ第4条約によって完全な保護を享受すると強調する。上記のすべての事件に基づき、委員会は、イスラエルが占領国として、また市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）と拷問等禁止条約（CAT）の締約国として、国際人道法および国際人権法のもとの義務を果たさなかったと、合理的な根拠に基づいて結論する。イスラエル国防軍、武装入植者、イスラエル民間人によって、性的な特徴のある行為を含む、さまざまな行為が西岸で行われた。それらは〈拷問〉や〈残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取り扱い〉に相当するが、イスラエルはこれらの行為を防止しなかった。

¹¹⁸ 市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）第7条、拷問等禁止条約第2条。

XI. 結論

213. ガザにおけるイスラエルの軍事作戦は、パレスチナの女性および少女に過度の影響をもたらしてきた。彼女たちは、権力を持つ者たちが下した決定の影響をまともに受け続け、その代償を払い続けているにもかかわらず、意思決定において、軍事的・政治的権力において周縁化されている。このことに関連して、ガザにおける女性の死亡者数は多く、割合も大きく、しかもますます増えて前例のない規模になっていることと、さまざまな侵害行為と犯罪行為がなされる中でジェンダー特定の被害が生じ、女性および少女が特有の深刻な身体的・精神的被害を受けていることに、委員会は注目している。
214. イスラエルは民間の女性および少女を直接の標的としている。これは〈殺人〉という人道に対する犯罪と、〈故意の殺人〉という戦争犯罪を構成する行為である。また、イスラエル当局が課した条件により生殖関連医療へのアクセスには多大な影響が生じ、女性や少女が妊娠や出産に関連した合併症で死亡している。これは人道に対する犯罪の〈絶滅〉に相当する行為である。
215. 民間人や民用施設に意図的に攻撃が向けられた結果、女性および少女に過度の影響をもたらされていることに加え、戦争、強制移住、絶滅、集団懲罰の一方法として飢餓が用いられることによって、女性だけに特化されるダメージが起きている。
216. イスラエルは戦争の一方法として飢餓を用い、人道支援を拒否し、組織的な政策によりガザの医療システムを破壊している。それに加え、水が不足し衛生施設にアクセスできないために、事態はますます悪化している。これらの事態によって、妊娠、出産、産後の回復、授乳など、生殖のあらゆる過程が多大な影響を受け、女性および少女にもたらされる生殖関連のダメージは深刻なものになっている。他にも生殖関連のダメージとして、産後の出血や月経を、衛生的かつ尊厳をもって管理できない状況がある。
217. 主たるケアの提供者である女性たちは、何度も家を追われ、子どもを亡くし、家族と離れ離れになり、家族内の病人や怪我人のケアを務める結果、ジェンダー特定の被害を被ってきた。既存の構造的差別によって、家庭内の男性が彼女たちの行動を制限することも増え、女性と少女の自由と行為者としての力（エージェンシー）には多大な影響が出ている。
218. 性と生殖に関わる医療施設が、産科病院、総合病院の産科病棟、ガザの主要な体外受精クリニックなど、ガザ全域で組織的に破壊されている。イスラエル当局は、このような医療施設を意図的に破壊して機能不全に陥れると同時に、封鎖を課し、安全な妊娠・分娩・新生児医療に必要な医薬品や設備の搬入などの人道支援を大幅に妨げている。イスラエル当局は、婦人科領域のがん患者を含め、患

者がガザを出て他の場所で治療を受けるための許可を組織的に拒んでいる。委員会は、イスラエル当局が、ガザのパレスチナ人の集団としての生殖能力を部分的に破壊してきたと判断する。中でも〈出生を妨げることを意図する措置をとる〉のは、ローマ規程およびジェノサイド条約における〈ジェノサイド行為〉のカテゴリーの1つである。

219. ガザにおける妊娠中、授乳中、新しく母になったばかりの人に対する被害は前例のない規模である。さらに、性と生殖に関する医療にアクセスできないことによって、女性と少女には肉体的・精神的なダメージと苦しみが即座にもたらされている。集団としてのガザのパレスチナ人の精神的健康と、肉体的な生殖や受胎可能性の見直しには、不可逆的な長期的影響が生じるだろう。その原因となる行為は、人道に対する犯罪に相当する。また、集団としてのパレスチナ人の〈身体的破壊をもたらすように計算された生活条件を故意に与える〉ものであり、これはローマ規程およびジェノサイド条約における〈ジェノサイド行為〉のカテゴリーの1つである。

220. イスラエルは、2023年10月7日以降、性暴力、リプロダクティブ・バイオレンス、およびその他のジェンダーに基づく暴力を組織的に用いてきた。委員会は、2023年10月7日以降、イスラエル国防軍メンバーによるパレスチナ人に対する性犯罪とジェンダーに基づく犯罪が大幅に増加していると結論する。これらの犯罪は、イスラエル南部でハマス軍事部門と他のパレスチナ武装集団が10月7日に行った攻撃に対する、報復と集団懲罰を意図したものである。

221. パレスチナ人の男性および少年は、集団懲罰を意図した特定の迫害行為を受けている。これらのしばしば性的な行為は、動画や写真を撮影され、インターネットで拡散されることを含むものである。このことと、同様の事例が複数の場所で行われていることが記録に残っているという事実は、公の場で脱衣や裸を強制し、性的な拷問や虐待を行うのは、パレスチナ人の男性と少年を罰し、屈辱を与え、服従させることを目的とした、迫害の性質をもつ攻撃の一部であることを示すものである。

222. イスラエルの拘禁には、広範かつ組織的な虐待、性暴力、ジェンダーに基づく暴力という特徴がある。2023年10月7日以降、刑務所の責任者であるベン-グヴィル国家安全保障相の命令や発言を受けて、これらの行為の深刻度と頻度は著しく上がっている。イスラエル当局によるパレスチナ人被拘禁者に対する不当な取り扱いは、性暴力、リプロダクティブ・バイオレンス、およびその他のジェンダーに基づく暴力を用いて、拘禁中のパレスチナ人を辱め、品位を傷つけようとする意図的な政策の起結である。こうした不当な取り扱いは、複数の施設で、一時的な収容所で、尋問中に、移送中に観察されている。

223. 性犯罪とジェンダーに基づく犯罪は、パレスチナ被占領地全域で頻繁に行われ、蔓延し、深刻である。このことから、イスラエルは性暴力とジェンダーに基づく暴力を、パレスチナ人を動揺させ、

支配し、抑圧し、破壊するために、戦争の一方法としてますます多用するようになっており、委員会は結論する。委員会は、〈レイプやその他の性暴力〉と〈拷問やその他の非人道的行為〉を記録している。これらは戦争犯罪や、人道に対する犯罪に相当する。

224. 公の場での脱衣の強制、レイプの脅迫を含むセクシュアル・ハラスメント、性的暴行など、特定の形態の性暴力とジェンダーに基づく暴力が、事実上、パレスチナ人に対するイスラエル国防軍の標準的な活動手順に組み込まれている。委員会は、レイプや生殖器を標的にした暴力を含め、これらの、そしてその他の形態の性的拷問は、文民と軍のリーダーによる明示的な命令か、暗黙の奨励によって行われていると結論する。委員会は、イスラエル国防軍メンバーによる性暴力とジェンダーに基づく暴力として記録に残されているすべての事件が、不処罰として処理されていることを発見した。このような状況下では、文民と軍のリーダーは、直接の加害者と同様にこれらの犯罪に責任がある。

225. 委員会の調査結果は、イスラエル国防軍メンバーと入植者が、パレスチナ人の従属を永続化させ、パレスチナ人を自分たちの土地から追い出すという根本的な意図のもと、恐怖を植え付けることを狙って、性犯罪やジェンダーに基づく犯罪をなすという明確なパターンを示している。したがって委員会は、性暴力とジェンダーに基づく暴力は、パレスチナ人コミュニティの従属、破壊、追放を目的として、一人ひとりのパレスチナ人だけでなく、パレスチナ民間人たち全体を辱め、罰し、脅していると結論する。

226. 性暴力、リプロダクティブ・バイオレンス、およびその他のジェンダーに基づく暴力は、パレスチナ人への不当な取り扱いの主要素となっている。そしてより広い文脈では、不法占領と、集団としてのパレスチナ人への抑圧の主要素となっている。性暴力とジェンダーに基づく暴力は、被占領民の従属性をいっそう際立たせ、イスラエルの抑圧体制を維持し、パレスチナ人の自決権を否定する道具として使われている。これらの犯罪は、国際司法裁判所が 2024 年 7 月の勧告的意見で示したように、その根本原因に取り組むことによって対処されなければならないと委員会は確認する。すなわち、不法占領を可能な限りすみやかに終わらせること、入植地を解体し入植者をただちに立ち退かせること、帰還の権利を保障すること、財産と土地の返還を保障すること、財産を回復できないパレスチナ人に賠償金を支払うこと、パレスチナ人に対する歴史的に抑圧的な構造と制度化された差別システムを解体することによって対処されねばならない。

XII. 勧告

227. イスラエル政府へ

- (a) 国際司法裁判所による 2024 年 7 月の勧告的意見に沿って、不法占領を終わらせること。
- (b) 民間人と民用施設を標的とするのをただちに停止すること。女性と子どもの効果的な保護を確保するため、標的設定基準に関する軍事プロトコルを改定すること。
- (c) 性と生殖に関する保健医療施設を標的とすることをただちに停止し、妊娠した女性・少女、新たに母になった人、新生児を対象とする保健医療システムを含め、ガザの保健医療システムを回復すること。
- (d) 妊娠中、出産中、産後、授乳中の女性および少女を対象とするものを含む、質の高いリプロダクティブ・ヘルス・サービス、物品、施設の利用とアクセスを確保する義務を遵守すること。
- (e) 必要な人道支援物資の搬入と流通を確保し、医療関連物資を含む「デュアル・ユース〔軍民両用〕」品目に対する制限をやめること。
- (f) 国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）を含む、パレスチナ被占領地全域のすべての人道支援・救援活動家に対し、自由で妨げのないアクセスを許可し、性と生殖に関する保健サービスを提供する人々に特別な注意を払うこと。
- (g) 2023 年 10 月 7 日の攻撃に対する集団的懲罰として、パレスチナ人を恣意的に逮捕・拘束することをただちに中止すること。
- (h) 女性および男性の被拘禁者を、服を脱いでいる場合も含め、無防備で品位を傷つけるような姿勢でインターネット上にさらす行為をやめること。
- (i) 拘留所において、ジェンダーを特定したプロトコルと条件を確立すること。女性被拘禁者は女性職員によってのみ監督され付き添われ、女性受刑者の移送には女性職員も加わるようにすること。
- (j) 拘留所において、生殖関連の保健医療、衛生環境、月経用品へのアクセスを含め、女性のジェンダーに応じた保健医療のニーズが満たされるようにすること。
- (k) 公の場で、また男性兵士や男性刑務所職員の面前で、脱衣や裸を強制し、繰り返し接触をとまなう身体検査を行い、女性のベールを脱がせる行為をやめること。
- (l) あらゆる年齢と性別の被害者に関して、拘禁中でも地上作戦中でも、インターネットでも対面でも、レイプやその他の性暴力やジェンダーに基づく暴力の行使をただちに中止すること。これらの暴力には、性的拷問、性的暴行、長時間にわたり裸にすること、セクシュアル・ハラスメントなどのその他の屈辱的な扱いが含まれる。
- (m) アドナン・アル・ブルシュ博士の遺体と、すべての犠牲者の遺体を、ただちに遅滞なく遺族に返還すること。
- (n) 妊娠した女性と若い母親の拘留を控えること。最後の手段としてやむを得ず拘留する場合は、もっとも短い期間にすること。やむを得ず拘留する場合は彼女たちに適切な宿泊室を提供し、性と生殖に関する保健医療へのアクセスを確保し、すべての人を定期的に検査・点検するなどの効果的な保護措

置を実施すること。

- (o) 運用プロトコル、行動規範、規則、研修モジュールを設定し、ジェンダーや国籍に基づく迫害や差別への継続的な監視と分析を可能にすること。法執行当局と拘留施設の職員の意識を高めること。上記のような侵害行為を可能にする差別的構造や信条に注意を向け、積極的に取り組み、再発を防止すること。
- (p) 入植者やその他の民間人による性暴力やジェンダーに基づく暴力をただちに調査し、訴追すること。
- (q) 国際刑事裁判所検事局の捜査に全面的に協力すること。
- (r) 委員会がイスラエルとパレスチナ被占領地に立ち入り、調査を行うことを認めること。
- (s) 国際司法裁判所がジェノサイド条約に基づいて南アフリカ対イスラエル訴訟において命じたすべての暫定措置を順守し、国際司法裁判所が出した勧告的意見を順守すること。

228. すべての加盟国へ

- (a) あらゆる国際的な法的義務を遵守すること。特にジュネーブ条約、ジェノサイド条約、拷問等禁止条約、女性差別撤廃条約を遵守すること。国際司法裁判所が出した勧告的意見を遵守し、不法占領を容認しない義務、占領を維持するための援助や支援を提供しない義務を遵守すること。
- (b) 勧告的意見の遵守を検討する際にジェンダーに配慮したアプローチを適用し、ジェンダーの側面が考慮されていることを確認すること。
- (c) 国内法または普遍的管轄権に基づく責任追及の手段を求め、国際司法の努力を支援すること。国際刑事裁判所の締約国については、裁判所が発行した逮捕状の完全な遵守を確保すること。

229. 国連安全保障理事会へ

- (a) ガザにおける復興や救援活動への女性の参加とリーダーシップを確保すること。パレスチナ被占領地におけるイスラエル、イスラエル人入植者、入植地の不法なプレゼンスに終止符を打つためのさらなる行動を特定する際に、勧告的意見の遵守およびジェンダーに基づく専門的知見が確保されるようにし、そのプロセスにおいて、女性、平和、安全保障の課題が主流化されるようにすること。

230. 国連事務総長へ

- (a) 不処罰の風潮が蔓延しており、性暴力が組織的かつ広範に用いられ、集団としてのパレスチナ人に対する抑圧のシステムを擁護する武器として性暴力が使われるパターンがあることから、安全保障理事会決議 1960（2010年）およびその後の決議に従って、紛争下の性暴力に関する次回の年次報告書付属書のリストに、イスラエルを記載することを検討すること。

231. 国連人権高等弁務官へ

- (a) イスラエル国防軍とパレスチナ武装集団による紛争下の性暴力を防止し、取り組み、対応するために、紛争下の性暴力の専門家を、パレスチナ国の国連人権高等弁務官事務所および当委員会に置くように勧告する。専門家を置くことによって、サバイバー中心のトラウマ理解に基づくアプローチに沿って、紛争下の性暴力の傾向とパターンの監視と報告を強化し、支援提供の際のサバイバー中心の対応を支援し、責任追及を推進することを勧告する。

(以上)